

第2次改訂版

人権を尊重し、人にやさしいまち伊万里

伊万里市

# 人権教育・啓発に関する基本方針

伊万里市人権・同和教育・啓発推進計画



伊万里市人権教育・啓発推進本部



## はじめに

すべての人間は、生まれながらに自由であり、自分らしく幸せに生きる権利を平等に持っています。

本市では、人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりをめざして、平成7年（1995年）に「伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を施行するとともに、平成12年（2000年）には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者など、あらゆる差別を解消するための指針となる「伊万里市人権教育・啓発基本方針」を策定し、様々な人権課題の克服のための施策に取り組んできました。平成19年（2007年）には、時代に即した施策とするため、基本方針の第一次改訂を行い、取組を進めてきた結果、市民の皆様の人権意識が高まるなど少しずつ成果が表れてきているところです。

そのような中、近年では、性的指向や性自認等に関する問題に関心が高まり、権利保護に向けた国際的な動きも進んでいます。また、インターネットの急速な普及など社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化してきております。また、平成28年（2016年）には、障害のある人への合理的配慮を求める「障害者差別解消法」、本邦外出身者に対する差別的言動は許さないとした「ヘイトスピーチ対策法」、そして同和問題の解決を目的とした「部落差別解消推進法」の人権三法が施行されるなど、これまでの人権施策に加え、新たな人権問題に対する取組が必要となってきました。

そのようなことから、多様化する人権問題に効果的に対応し、早急な解決を図るため、基本方針の第二次改訂を行い、人権・同和教育と啓発活動を積極的に推進することにより、あらゆる差別のないまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

市民一人一人の人権が尊重され、明るく住み良い伊万里市をめざしますので、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本方針の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和元年6月

伊万里市長 深 浦 弘 信

# 伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針 目次

## はじめに

### 第1章 | 基本方針の理念・背景

1	基本方針改訂の趣旨とこれまでの経過	1
2	基本方針改訂の背景	2
(1)	人権尊重の国際的な流れ	2
(2)	国内の動き	3
(3)	佐賀県の取組	4
(4)	本市の主な取組など	5
3	基本方針の基本理念と人権施策の推進方向	8
(1)	共生社会の実現	8
(2)	人権文化の創造	9
(3)	生涯を通じた人権教育・啓発	9

### 第2章 | 人権・同和教育と啓発活動の推進

1	あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進	10
(1)	就学前教育機関等における人権・同和教育の推進	10
(2)	学校教育における人権・同和教育の推進	11
(3)	社会教育における人権・同和教育と啓発活動の推進	13
(4)	企業における人権・同和教育と啓発活動の推進	14
(5)	人権・同和教育関係者の連携強化	15
2	特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進	16
(1)	市職員等	16
(2)	教職員等	17
(3)	社会教育関係者	17
(4)	福祉関係者	17
(5)	医療・保健関係者	18
3	効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進	18
(1)	人材の育成と活用	18
(2)	情報提供の充実・強化	19
(3)	参加しやすい人権啓発イベントの開催	19
(4)	教材・学習プログラムの開発	19
(5)	啓発団体等との連携	20
(6)	子どもの目線を基調とした人権・同和教育と啓発活動の推進	20
(7)	相談・支援体制の充実	21

### 第3章 | 分野別施策の推進

---

1	同和問題	22
2	女性に関する問題	27
3	子どもに関する問題	31
4	高齢者に関する問題	36
5	障害のある人に関する問題	39
6	外国人に関する問題	43
7	患者等に関する問題	45
8	犯罪被害者等に関する問題	48
9	性的指向・性自認等に関する問題	50
10	インターネットによる人権侵害	51
11	人権に関する様々な問題	53
	(1) 刑を終えて出所した人	
	(2) ホームレス等生活困窮者	
	(3) 北朝鮮当局による拉致問題等	
	(4) 人身取引	
	(5) 災害に起因する人権問題	
	(6) 個人情報の保護	
	(7) その他の人権課題	

### 第4章 | 本市における計画の推進

---

- 1 推進体制
- 2 国、県、他の市町及び関係団体等との連携
- 3 評価と見直し

### 第5章 | 具体的な施策（伊万里市人権・同和教育・啓発推進計画）

---

- 1 同和問題
- 2 女性に関する問題
- 3 子どもに関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障害のある人に関する問題
- 6 外国人に関する問題

- 7 患者等に関する問題
- 8 犯罪被害者等に関する問題
- 9 性的指向・性自認等に関する問題
- 10 インターネットによる人権侵害
- 11 人権に関する様々な問題
- 12 あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進
- 13 特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進
- 14 効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進
- 15 本市における計画の推進

## 【付属資料】

---

- 1 用語の解説  
※ 本文中の\*印の語句について解説を記載しています。
- 2 人権にかかわる年表
- 3 関係法令  
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例
- 4 伊万里市人権教育・啓発推進本部設置要綱
- 5 伊万里市人権教育・啓発推進計画機構図
- 6 伊万里市人権教育・啓発懇話会設置要綱
- 7 伊万里市人権教育・啓発懇話会委員名簿

# 第1章 | 基本方針の理念・背景

## 1 基本方針改訂の趣旨とこれまでの経過

本市は、平成12年（2000年）8月に「伊万里市人権教育・啓発基本方針（人権教育のための国連10年伊万里市推進計画）」を公表しました。この基本方針は、本市の人権教育・啓発についての長期的な方向性を示すと同時に、国や県が進めていた「人権教育のための国連10年」の取組を推進していくための行動計画として位置づけられました。基本方針には、「共生社会\*の実現」、「人権文化の創造」、「生涯を通じた人権学習」が基本理念として掲げられており、本市の進むべき人権施策の羅針盤として人権・同和教育の推進に寄与してきたところです。

平成16年（2004年）には「国連10年」が終了したため、行動計画としての役目を終えましたが、基本方針とその基本理念を未来永劫受け継いでいくべきであるとして、それまでの成果や課題を踏まえながら、平成19年（2007年）に第一次改訂を行いました。

さらに第一次改訂から10年余りが経過した現在、これまでの人権施策の取組や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、人権問題は複雑化・多様化してきています。このたび、このような状況の変化に的確に対応し、様々な人権問題の早急な解決をめざし、基本方針の第二次改訂を行うものです。

### ■第二次改訂で特に重点的に見直しを行った項目

#### ・ 同和問題\*

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）\*」への対応

#### ・ 障害のある人に関する問題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）\*」への対応

#### ・ 外国人に関する問題

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）\*」への対応

#### ・ 性的指向・性自認\*等に関する問題

様々なセクシャリティーの状況への対応

#### ・ 犯罪被害者等に関する問題

「伊万里市犯罪被害者等支援条例」への対応

※そのほかにも、第一次改訂以降の社会情勢の変化に応じて見直しを行っています。

## 2 基本方針改訂の背景

### (1) 人権尊重の国際的な流れ

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、多くの尊い命が失われた反省から、世界平和を実現するためには人権を国際的に保障する必要があることを学びました。昭和20年（1945年）には、「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」を目的として「国際連合（国連）」が設立され、昭和23年（1948年）の第3回国連総会で「世界人権宣言\*」が採択されました。この宣言は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを全世界に向けてアピールしたものであり、今日私たちが人権問題を考えるうえでの拠り所になっています。

国連では、この宣言を具体的に条約化した「国際人権規約\*」が昭和41年（1966年）に採択されたのをはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人権差別撤廃条約）\*」など数多くの人権に関する宣言や条約を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」など様々な国際年\*を定めるなど、人権尊重に向けた取組が行われました。

特に、世界人権宣言\*に示された権利や自由の促進のためには人権教育が不可欠であるとの考えのもと、平成7～16年（1995～2004年）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、具体的なプログラムとしての行動計画が示されるなど、世界中で人権教育のさらなる取組が推進され、国際的な取り決めが逐次進められてきました。

さらに、平成17年（2005年）からは「国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」が始まり、初等中等教育での人権教育を主眼とした第1段階の行動計画〔平成17～21年（2005～2009年）〕、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊などのための人権研修に焦点を当てた第2段階の行動計画〔平成22～26年（2010～2014年）〕を経て、これまでの取組の強化とメディア関係者などへの研修促進を掲げた第3段階の行動計画〔平成27～31年（2015～2019年）〕が進められています。

また、国連の体制を強化する動きでは、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が平成5年（1993年）に創設され、平成18年（2006年）には国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立されるなど、世界の人権問題に効



果的に対処するための取組がなされています。

近年は、性的指向や性自認等に関する問題に注目が集まっています。平成19年（2007年）に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則\*」などを踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

こうした取組が図られている一方で、いまだに世界各地では紛争や内戦等による飢餓や貧困、難民問題など人権を脅かす問題が起きています。今後も国連による取組などを通じて、世界のすべての国において人権尊重の精神を広げていく必要があります。

## (2) 国内の動き

戦後間もない昭和21年（1946年）、わが国では「国民主権」、「平和主義」、そして「基本的人権の尊重\*」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31年（1956年）には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たすとともに、「国際人権規約\*」をはじめ人権に関する諸条約に加入し、その具体的な取組を進めてきました。

また、「障害者基本法\*」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）\*」などが施行され、広く国民的な課題としての基本的人権の尊重\*や、人権擁護、さらには人権思想・人権意識の普及に努めるとともに、国際社会の一員としての役割を果たしてきました。

特に、わが国固有の人権問題として国連でも注目されている「同和問題\*」については、その早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和对策審議会\*」が設置され、昭和40年（1965年）に「同和对策審議会答申\*」が出されました。これを受けて昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法\*」が施行され、昭和57年（1982年）には「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へと引き継がれ、これら3つの特別法に基づき、平成14年（2002年）3月まで33年にわたる特別対策が実施されてきました。その後、同和对策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭しきれていないとの認識のもと、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法\*」が施行され、改めて同和問題\*の解決が重要な課題であると認め、国及び地方

自治体が果たすべき責務が定められました。

人権施策が進展する中、平成8年（1996年）に、人権擁護施策の推進は国の責務であると定めた「人権擁護施策推進法\*」が制定され、法務省に「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成9年（1997年）には、国際的な視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を図るための「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定され、平成16年（2004年）まで推進されてきました。また、平成12年（2000年）には、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策を総合的に推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され今日に至っています。

近年の人権問題に関する動きとしては、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」、平成26年（2014年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律\*」が施行されるなど、子どもに関する問題への解決に向けた取組が進んでいるほか、生活困窮者の自立促進を図るため、平成27年（2015年）に「生活困窮者自立支援法\*」が施行されています。

また、平成19年（2007年）に、わが国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成23年（2011年）に「障害者基本法」が改正され、平成28年（2016年）に「障害者差別解消法\*」が施行されて、障害のある人への「合理的配慮」が求められることになりました。

平成28年（2016年）には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許さないとした「ヘイトスピーチ対策法\*」も施行されました。

### (3) 佐賀県の取組

佐賀県においても、同和問題\*をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害のある人など、各分野に関する人権問題の解消に向けた取組が推進されています。平成10年（1998年）には、県民の人権意識を高め、すべての県民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するため、「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定されました。また、平成11年（1999年）には、共生社会\*の実現に向けて県民と共に積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、これに基づく諸施策が実施されており、その後、人権課題の状況を踏まえながら、平成18年（2006年）に基本

方針の第一次改訂、平成29年（2017年）には第二次改訂が行われています。

#### (4) 本市の主な取組など

本市は、「日本国憲法」で保障されている基本的人権を尊重し、市民一人一人の人権が尊重される社会をめざして、施策の実施に取り組んできました。

特に、市政の重要課題と位置づけて本市に取り組んできたのが、同和問題\*です。昭和44年（1969年）に施行された「同和对策事業特別措置法\*」に基づき、住宅、道路、水道、下水排水路、公園など生活環境の整備を進めてきた結果、地区内の生活環境については一定の成果を見せたところです。また、同和問題\*に対する市民の知識と認識を深めるため、あらゆる機会をとらえて研修会を実施するなど、同和教育・啓発の推進に取り組んできましたが、差別意識が完全に解消されたとまでは言えない状況です。平成28年（2016年）に施行された「部落差別解消推進法\*」に基づき、今後も差別解消に向けた取組が必要です。

男女協働参画\*の推進については、平成13年（2001年）、県内に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行いました。また、社会のあらゆる分野で責任を分かち合い、多様な生き方を尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、平成28年（2016年）に「伊万里市男女協働参画を推進する条例」を制定しています。現在は、平成30年（2018年）に策定した「第4次伊万里市男女協働参画基本計画」に基づき、男女協働参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

いじめ問題への対応については、平成18年（2006年）に「いじめなし都市宣言」を行い、「思いやりの心あふれるまちづくり」の推進に努めることを宣言しました。また、平成27年（2015年）には「伊万里市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、「伊万里市いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、一体となって、いじめ対策に取り組んできました。

また、高齢者、障害のある人などの分野に関しては、それぞれ推進計画を策定し、あるいは状況に応じた見直しを行いながら、現在は、「伊万里市第4次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」、「第3次伊万里市障害者計画」及び「第5期伊万里市障害福祉計画」などに基づきながら事業を進めています。

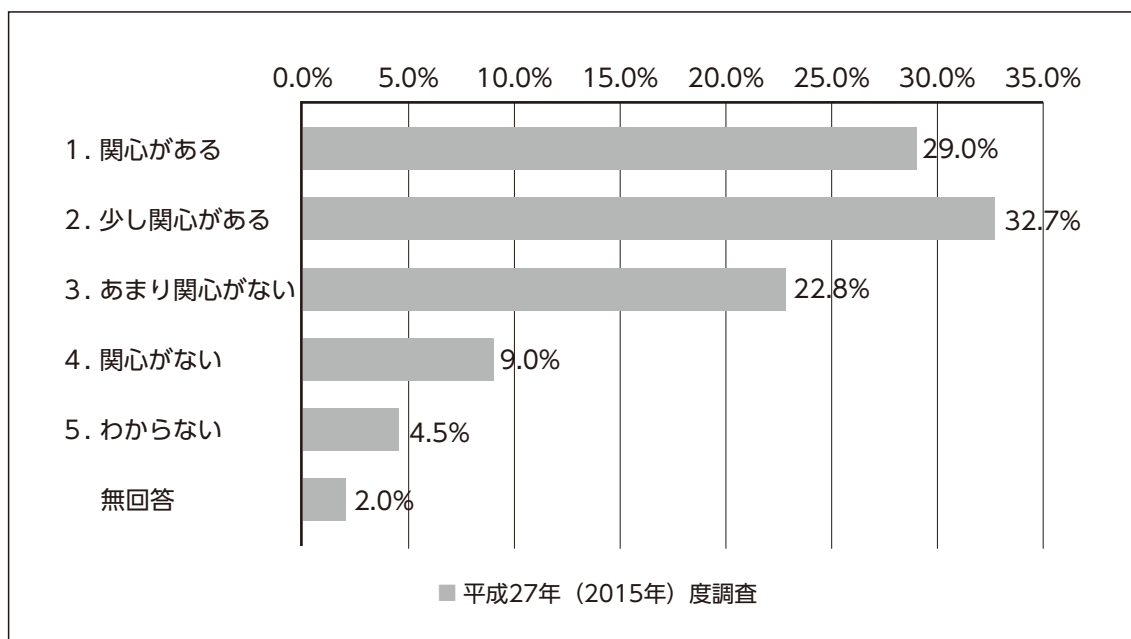
平成7年（1995年）には、人権尊重を基調とする差別のない明るい伊万里市の実現を目的とした「伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例\*」を施行するとともに、「伊万里市部落差別撤廃・人権擁護審議会」を設置しました。さらに平成12年

(2000年) 8月には、「伊万里市人権教育・啓発基本方針（人権教育のための国連10年伊万里市推進計画）」を公表し、様々な人権課題の克服のための施策の実施に努めています。

また、人権・同和教育を効果的に進めるためには、様々な人権問題に対する市民の考え方などをきちんと把握する必要があることから、「人権問題に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しています。平成27年（2015年）に調査した主な結果は以下のとおりです。

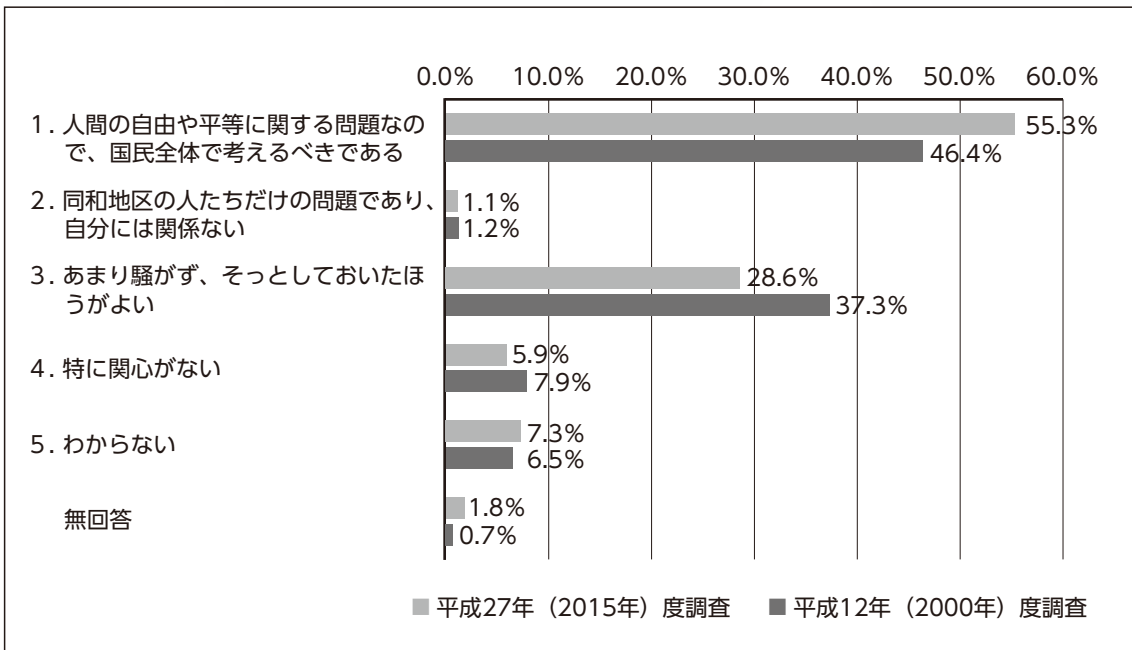
■人権問題に関する市民意識調査 ※平成27年（2015年）実施分

問1 あなたは、今、人権や差別問題に関心を持っていますか。



人権や差別問題への関心度についての問いに対し、3割以上の方が「関心がない」、「あまり関心がない」と答えています。様々な人権問題に関心を持つことが解決に向けた第一歩となりますので、さらなる人権・同和教育の推進が必要です。

問2 あなたは、同和問題\*についてどのように考えていますか。



同和問題\*についてどう考えるかという問いに対し、「人間の自由や平等に関する問題なので、国民全体で考えるべきである」と答えた人は55.3%であり、この基本方針が公表された平成12年（2000年）に実施した調査結果より8.9ポイント増加しています。また、「あまり騒がず、そっとしておいたほうがよい」と答えた人が平成12年（2000年）より8.7ポイント減少していますが、いまだに28.6%の人が「寝た子を起すな論」であることが分かります。インターネットの急速な普及により、正しい情報だけではなく、誤った情報が氾濫している現代において、積極的な人権・同和教育の推進を通じて市民の理解と認識を深めていくことが重要です。

### 3 基本方針の基本理念と人権施策の推進方向

このように、人権に関する様々な施策を推進してきたところですが、いまだに「人権」という概念が十分に認識されているとは言いがたく、行政の施策として取り組んでいくべき課題も多く残されています。

これら残されている課題の対策と具体的な施策を推進していくため、この「基本方針」を人権にかかわる諸施策、教育・啓発の基本と位置づけ、すべての市民の人権が尊重される真に豊かな明るく住み良い地域づくりの実現をめざして取り組んでいきます。

方針の柱となる基本理念については、これまでを継承し、「共生社会\*の実現」「人権文化の創造」「生涯を通じた人権教育・啓発」とします。

#### (1) 共生社会\*の実現

近年、インターネットの急速な普及によって誰もが手軽に情報発信が可能になるなど、世界では、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化が進んでいます。また、地球規模の環境問題や地域紛争、難民問題など、様々な状況が複雑に絡み合いながら世界情勢は日々変化しており、私たちの生活にも少なからず影響を与えています。

そのようなことから、私たちの日常の行動が世界につながっていることを認識し、一人一人が世界的な視野から物事を考えて行動する自覚を持つ必要があります。世界中には民族や国籍、宗教などの異なる様々な人たちが共に生活しており、それぞれが異なる生活文化や価値観を持っていることを正しく理解し、お互いに認め合い共生していくことが重要です。

しかしながら、日本においては、これらの違いを否定して同質化を求めたり、同質なものの中に違いや序列をつくりだして排除したりするような状況が見られます。私たちには、一人一人の個性や文化の違いなどを尊重し、多様性を認め合い、共に生活していく「共生」の心が強く求められています。日本国憲法第14条に、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地\*により…差別されない」と規定してあるとおり、私たちは、性別や国籍、障害のあるなしにかかわらず、お互いがお互いを認め合いながら、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会\*」の実現をめざします。

## (2) 人権文化の創造

昭和21年（1946年）に公布された憲法では、第11条に「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明示しており、具体的には、第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定してあります。また、第14条では、すべての人々の人権の享有を保障しています。

人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利のことで、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものです。また、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利であり、人権の尊重は人類普遍の原理としてわが国の憲法の基本的な理念の一つとなっています。

私たちは、自分の生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、また、お互いが理解を深めることによって育まれる「共生意識」というべきものを、人々の日常生活の中に定着させ、さらに社会の習慣にまで広げ普及させていくことによって、人権という普遍的文化を創造していけるものと考えます。

## (3) 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民の生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及に留まらず、市民が主体的に人権について自ら学び行動していくための学習が必要です。このため、家庭、地域、学校、職場など様々な場に応じた学習活動、あるいは学習者が成長していく各過程に応じた学習活動を推進するなど、生涯を通じた人権教育・啓発を図ることにより、一人一人が個人として尊重され、能力を十分に発揮できる機会が保障され、誰もが自分らしく生きることのできる、明るく住み良い伊万里市をめざします。

## 第2章 | 人権・同和教育と啓発活動の推進

### 1 あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、すべての人が人権問題に対する知識と認識を深め、差別をなくすための行動に取り組むことが重要です。そのため、子どもから大人まであらゆる年齢層の人が主体的に人権学習に取り組めるよう、あらゆる機会を通じて学習の場を提供するなど、人権・同和教育と啓発活動を推進していくことが必要です。

そのようなことから、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、職場などにおいて、それぞれの実情を踏まえながら学習の機会の創出に努め、同和問題\*をはじめとする様々な人権問題に関する知識が、態度や行動に結びつくような参加体験型\*学習などによる教育・啓発を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

#### (1) 就学前教育機関等における人権・同和教育の推進

##### 【現状と課題】

幼児期は、人間形成において大変重要な時期です。命を大切にする心、他者の痛みを理解できる心、違いを認め合いお互いを大切にする心など、人間形成の基礎となる豊かな情操や思いやりの気持ちを育むことは、その後の成長に応じた人権・同和教育を行ううえで、とても重要です。

しかしながら、少子化や核家族化、家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもが成長するうえで最も重要である人間関係が希薄になってきていることが危惧されています。

##### 【施策の方向】

###### ① 集団活動の機会の確保

幼児は人とのかかわりの中で、愛情と信頼感を育みます。また、友達と一緒に何かをやり遂げようとする過程で、責任感や我慢について学んでいます。このようなことから、集団とのかかわりの中で、幼児が生活習慣や遊びを通して涵養される人間としての基礎・基本を培い自己実現が図られるよう、集団活動の充実に努めます。



## ②基本的生活習慣などが身につく教育

幼児期は、自我が芽生えると同時に、他者を意識して思いやることにより自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期であると言われてしています。

このため、基本的生活習慣、社会性などを十分に身に付けることができるよう、発達の過程や生活環境など、一人一人の子どもの特性に配慮した教育を行います。

## ③指導的立場への人権・同和教育の充実

幼児期には、人や自然に対する思いやりとやさしさの重要性を、周囲の大人から学んでいきます。

このため、幼児教育に携わる教職員、保育所職員など指導的立場にある人に対し、人権に対する感性をさらに身に付けるよう、研修の場を設けるなど、積極的に人権・同和教育の推進に努めます。

## (2) 学校教育における人権・同和教育の推進

### 【現状と課題】

学校教育においては、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、個に応じた自己実現を図っていく中で、社会人としての能力や態度、豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくるとともに、子どもたち自らが「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を養うことが必要です。

これまで小・中学校においては、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を育むための教育が行われてきました。

また、同和問題\*をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの様々な人権問題についても、児童生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取組を進めてきたところです。

しかし、こうした取組にもかかわらず、学校現場においては、依然として児童生徒間のいじめや暴力行為、不登校など、子どもの人権に関する問題が存在しており、社会状況の急激な変化や多様な価値観の拡がりに伴ってその問題は複雑化・多様化しています。

また、情報化の進展により、SNS\*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめやインターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫など、子どもたちにとって身近で深刻な問題が起きています。

こうした現状を踏まえて、子どもたちが個性や価値観などの違いによって他者を排除することなく、多様性を認め合い、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係を

築き、自分の大切さとともに他者の大切さを実感できるようになるための人権・同和教育のさらなる推進が求められています。

### 【施策の方向】

#### ①全教育活動を通じた人権・同和教育の推進

児童生徒は、友達や教師と共に活動し学び合う中で、自分が人間として大切にされ信頼されていることを実感できると言われていることから、教科における人権教育だけでなく、学校の全教育活動を通して人権意識の高揚を図ります。

また、児童生徒の実態を踏まえ、興味や関心を持つような学習内容を積極的に取り入れるなど、十分に工夫を凝らしながら効果的な学習方法の充実に努めます。

#### ②同和教育などの成果を生かした人権・同和教育の推進

同和問題\*解消のために取り組んできたこれまでの同和教育は、差別の現実を学ぶ重要性、意欲的な活動の必要性、仲間づくりの大切さなど、様々な学びを得たことにより他の差別をなくすための教育へと広がってきています。

今後も、様々な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、自分たちにできることは何かを考え、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てるため、これまでの同和教育の成果を取り入れた人権・同和教育の推進を図ります。

#### ③教職員の研修の充実

人権感覚に満ちあふれる児童生徒を育成するためには、教職員の人権意識の高まりや資質の向上を図ることが重要です。

このため、教職員自らが本市の実情を十分に把握し、基本的人権が尊重されていない様々な現実に学びながら、人権・同和問題に対する正しい理解と認識をさらに深め、また、専門的知識や技術の取得などを目的とした計画的で実践的な研修の実施に努めます。

#### ④保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校との連携

人権・同和教育を進めるにあたっては、幼児児童生徒の発達段階に即した系統的な指導が必要であり、そのためには、学校における人権・同和教育の重要性を改めて認識するとともに、各学校の課題を明確にして、各地域の学校が、相互に綿密な連携を図ります。

### ⑤学校、家庭、地域社会との連携

人権・同和教育において、学校、家庭、地域社会がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、連携した取組にしていくことで、より高い効果が期待できます。特に、家庭においては、保護者が同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解したうえで子どもに接することが大切です。

そのため、PTA\*などの協力を得ながら、様々な機会をとらえて、家庭、地域社会とのさらなる連携による、人権・同和教育を推進していきます。

## (3) 社会教育における人権・同和教育と啓発活動の推進

### 【現状と課題】

本市の人権教育は、同和問題\*を最も重要な課題としてとらえ、市民が自ら取り組む参画型を基調に、指導者の育成及び推進体制の充実に取り組みながら、家庭、地域、職場などのあらゆる機会において、人権意識を高める教育・啓発活動を社会教育の軸として推進してきました。

さらに、人権・同和教育推進協議会における地域に根差した主体的な啓発活動の積み重ねもあり、同和問題\*をはじめとする様々な人権問題に対する市民の正しい理解と認識は、年を追うごとに深まりを見せています。

しかし、予断と偏見、潜在意識としての差別観念は依然として根強いものがあることから、正しい理解と認識を深めるため、きめ細やかな人権・同和教育と啓発活動を引き続き推進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①推進体制の拡充

同和問題\*をはじめとする人権問題に関する学習活動を積極的に推進するため、人権・同和教育指導員の資質向上のほか、研修内容や指導方法の創意工夫に努めるとともに、人権・同和教育推進協議会との連携を通じて研修会の開催を図るなど、推進体制の拡充に努めます。

#### ②地域における人権・同和教育と啓発活動の推進

人権意識の醸成を全市的に浸透させていくため、各行政区に出向き、市民と人権問題について語り合う「地区巡回講座」を重点に、地域に密着した人権・同和教育と啓発活動を推進します。

また、人権・同和教育推進協議会と連携した教育・啓発を図るとともに、その

活動支援に努めます。

### ③地域における指導者の育成

地域での人権・同和教育と啓発活動を効果的に進めるため、人権・同和教育推進協議会役員や人権・同和教育地域推進員などを対象とした指導者育成講座を開催し、地域に根差した指導者の育成に努めます。

### ④社会教育関係団体における人権・同和教育と啓発活動の推進

地域社会が一体となって人権・同和教育を推進していくためには、地域活動の中核として活躍している社会教育関係団体の果たす役割は極めて重要です。このため、人権・同和教育に関する研修等の主体的な実施を奨励するなど、教育・啓発の場の提供に努めます。

特に、PTA\*などの子育て世代は、子どもを取り巻く学校、家庭、地域、職場に接点を持つ重要な立場であることから、参加しやすい時期を考慮するなど、効果的な研修機会の提供を図ります。

### ⑤人権問題に関する市民意識調査の実施

同和教育をはじめとする人権問題に対して、市民がどれだけ理解し認識しているかなど、これまでの教育・啓発の成果や問題点を検証し、今後の指針となる基礎資料を得るため、市民を対象とした「意識調査」を定期的の実施します。

## (4) 企業における人権・同和教育と啓発活動の推進

### 【現状と課題】

就職は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいをもたらすなど、人が生きていくうえで必要不可欠なものです。このため、誰もが自由に自らの適性や能力に応じて職業を選択することができるよう、公平公正に採用選考されなければいけません。

昭和50年（1975年）に発覚した「部落地名総鑑」による就職差別事件以降、研修などの実施により、企業における同和教育\*に対する正しい理解と認識は深まりを見せてはいるものの、まだ十分とは言えません。

公正採用選考の確立へ向けた取組では、従業員数30人以上の事業所に配置される公正採用選考人権啓発推進員\*の育成に努めていますが、残念ながら推進員までの認識に留まり、企業トップクラスや採用選考面接時の担当者までには十分に浸透しき

れていないケースも見受けられます。一方、推進員を配置していない小規模事業所においては、公正採用選考に関する認識不足が懸念されます。

また、職場においても、業務内容や昇進等の際の男女格差、障害者雇用の問題、各種ハラスメントなどの人権課題が存在しており、一層の教育・啓発が必要です。企業や事業所に対し、主体的な研修の開催を働きかけているものの、実施につながらないもどかしさがあります。

### 【施策の方向】

#### ①公正採用選考の確立に向けた取組

伊万里・西松浦地区公正採用選考人権啓発推進連絡協議会との連携を図りながら、推進員のさらなる資質向上に向けた研修内容の充実に努めます。

また、県が主催する、従業員数30人以上の企業を対象としたトップクラス研修に対して人権・同和教育指導員を派遣するなど、公正採用選考の確立に向けた人権・同和教育と啓発活動の推進を図ります。

推進員を配置していない小規模事業所に対しては、事業主に対する効果的な啓発を行うなど適切な支援に努めます。

#### ②職場における人権課題の解決へ向けた取組

企業に対しては、従業員の人権意識を高めるための研修の積極的な実施要請に努めます。また、企業・事業所単位のみならず、各業種の代表者や職域団体等を通じて研修の実施を働きかけるなど、人権学習の機会の創出に努めます。

### (5) 人権・同和教育関係者の連携強化

#### 【現状と課題】

人権・同和教育を推進するうえで、学校教育と社会教育は「車の両輪」に例えられます。これは、子どもから大人まであらゆる世代の市民に対し、生涯を通じて、切れ目ない安定した教育・啓発を提供することが不可欠であることを意味するものにほかありません。

この理念を具現化するためには、就学前教育、学校教育及び社会教育の各分野における人権・同和教育関係者が、それぞれの取組に対する相互理解を深め、同一歩調で推進することが必要です。

### 【施策の方向】

県内の学校教育及び社会教育関係者による融合組織「佐賀県人権・同和教育研究協議会」における取組の実践を通して、あらゆる分野における人権・同和教育関係者の綿密な連携に努めます。

また、小・中学生による人権に関する標語や書道、ポスター等を展示する「人権作品展」を開催するなど、学校教育と社会教育の連携を通じた啓発推進に努めます。

小学校においては、法務省や人権擁護委員との連携を通じて、子どもたちがお互いに協力しながら花を育てることで豊かな心を養い思いやりの心を体得することを目的とした「人権の花運動」の実施に努めます。

## 2 特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進

一人一人の人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象とした人権・同和教育の取組を進める必要があります。中でも人権へのかかわりが深い特定の職業に従事する者（市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者など）は、常に人権に関する正しい知識と高い意識を有していることが重要であることから、それぞれの状況に応じた人権・同和教育の推進を図ります。

### (1) 市職員等

憲法は「基本的人権の尊重\*」を大きな柱として、国民に「差別のない生活」を保障しています。しかし、現実には今も、同和問題\*をはじめとする様々な人権課題が存在し、憲法の理念に反する深刻な社会問題となっています。国や地方公共団体は「差別のない生活」を現実のものとするため、責任ある施策を推進しなければなりません。同和問題\*をはじめとするあらゆる人権問題の解決は、全体の奉仕者である公務員の使命であり、すべての行政職員が人権行政の担い手なのです。

このため、職員一人一人が憲法の理念を尊重・遵守するとともに、人権・同和問題に対する理解と認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえることが必要です。

本市職員の研修では、新規採用職員から管理・監督者に至るまで、同和問題\*や女性、子ども、高齢者、障害のある人などの人権問題に関する研修を階層別に行っています。今後は、人権に関する問題の多様化に注目しながら、職員がさらに人権・同和問題を正しく理解し、適切に判断する能力を身に付けることを目的とした研修の実施に努めます。

これらを通じて、すべての職員が正しい知識を習得し、豊かで確かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立った職務の遂行を図ることによって、さらなる行政サービスの向上に努めます。

## (2) 教職員等

就学前教育や学校教育の場において、子どもたちの確かな人権感覚を養うためには、保育所職員や学校教職員が最も影響を与える存在であることから、教職員等が人権・同和問題に対する深い知識と認識を有していることはもとより、幼児児童生徒に対して人権・同和教育を効果的に実践できる指導力の高さがが必要です。

そのようなことから、人権・同和教育研究協議会が中心となって、あらゆる人権問題に関する研修会や講演会を行うほか、小・中学校の人権・同和教育担当者が中心となって進める研修会を通じて、すべての教職員等の正しい知識や技能の習得など資質の向上を図ります。

## (3) 社会教育関係者

地域における人権感覚あふれる「身近な人」の姿勢は、地域住民の人権意識の形成に大きな影響を与えます。このことを踏まえると、地域住民との密接なかかわりを持つ公民館、図書館などの社会教育関係者は、人権のまちづくりへ向けたキーパーソンと言えます。特に、公民館職員は、各地区人権・同和教育推進協議会の事務局を担当するなど、地域における人権・同和教育を牽引する役割を担っています。

一方で、社会教育関係者は、業務の遂行上、個人情報を知り得る機会も多いことから、プライバシーへの配慮が特に必要になります。

すべての社会教育関係者が、人権尊重の視点に立つことが重要であることから、豊かで確かな人権感覚を身に付けることができるよう、充実した内容の研修を行うなど、資質の向上に努めます。

## (4) 福祉関係者

福祉や介護の分野で、市民と接する機会の多いケースワーカーをはじめホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、社会福祉施設職員などは、職務の遂行にあたって、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など高い職業的倫理が求められています。

このため、職場研修を通じて人権・同和教育を推進するなど、福祉関係者すべての人権意識の高揚に努めます。

### (5) 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師など、あらゆる医療・保健従事者は、人々の命を守り健康増進を促すことを使命としており、様々な疾病の予防や治療、相談業務を担っています。

業務の遂行にあたっては、患者等の人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など高い職業的倫理が求められています。

このようなことから、人権意識に根ざした医療・保健業務を促進するため、各医療機関に対して人権・同和問題に関する研修の実施に努めます。

また、インフォームド・コンセント\*が、患者の人権尊重の観点からも重要であることを念頭に、医師や看護師等の医療関係者に対する研修などの充実が図られるよう、関係機関・団体に対し、県との連携による促進に努めます。

## 3 効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進

人権尊重の文化を一日も早く市民に定着させるためには、あらゆる手段を講じながら教育・啓発を効果的に推進していく必要があります。

### (1) 人材の育成と活用

#### ①指導者の育成

地域における人権・同和教育を効果的に推進していくためには、その活動を牽引する指導者の存在が重要であることから、地域のリーダーの育成が必要です。日本では、「みんなが言っているから」と大勢の意見に左右されることがあり、知人や友人などの「身近な人」の姿勢こそが、社会の動向を測る羅針盤として強い影響力を持つと思われれます。

そのため、人権・同和教育地域推進員や人権・同和教育推進協議会役員などを対象とした研修会の開催を通して、地域に根差した指導者の育成とその資質の向上に努めます。

また、公民館などを通じて、地域住民が様々な研修会へ積極的に参加するよう促すなど、教育・啓発の機会を設けることにより、地域の指導者としての新たな人材発掘に努めます。

#### ②人材の活用

地域における人権・同和教育の指導者が、「地区巡回講座」などの研修の場にお



いて、住民への啓発活動に取り組む機会を創出します。

## (2) 情報提供の充実・強化

市民が様々な人権問題について関心を持ち、自分自身のこととしてとらえ、その解消に向けて主体的に取り組むためには、人権に関する様々な情報を広く提供することが必要です。

このため、市の広報紙やチラシなどの印刷物による啓発はもとより、マスメディアやSNS\*等の媒体を活用した情報提供など、啓発目的や媒体の特性に応じた情報伝達手段を選定しながら効果的な啓発に努めます。

また、啓発の内容が市民にとって身近な話題であることが有効であることから、地域の実情に応じた情報提供を行うほか、わかりやすい表現や興味を引く手法などを取り入れることで、市民の関心を高める内容の啓発活動に努めます。

## (3) 参加しやすい人権啓発イベントの開催

人権・同和問題に関する研修会に、クライ、カタイ、オモイという印象を持つ人も少なくありません。これは「命をも奪う差別の現実を学ぶ」という他の分野の研修にはない厳しさが含まれているためと思われ、マイナスイメージを抱いたままの姿勢では大きな成果は期待できません。この消極姿勢を招く悪い印象を払拭することが、効果的な教育・啓発につながります。

そこで、8月の同和問題啓発強調月間にあわせ、広く市民を対象に、明るいイメージを基調とした「同和問題講演会」を開催するほか、12月の人権週間には、高校生が主体となって企画や運営を行う「ハートフルフォーラム」を開催するなど、人権問題に関心を示さなかった市民が気軽に参加できる人権啓発イベントの実施に努めます。

## (4) 教材・学習プログラムの開発

人権文化を広く市民の生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及に留まらず、市民が主体的に人権について自ら学び行動していく学習が重要です。そのためには、学校教育や社会教育の場において、優れた教材や学習プログラムを効果的に活用する必要があります。

学校教育においては、人権問題を総合的に取り上げ、単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の高揚に向けて、主体的に参加できる効果的な学習プログラムを作成し、その普及を図ります。また、発

達段階に応じた人権に関する教育計画を作成し、児童生徒が人権の尊さを認識し、「差別をしない、差別に負けない、差別を許さない」態度を身に付けることができるよう、教育内容の充実を図っていきます。

社会教育においては、教育・啓発を効果的に進めるため、「人権問題に関する市民意識調査」の検証結果や、研修の場における参加者との意見交換で把握した市民意識などをもとに、対象者の状況に即した教材の制作や学習プログラムの整備・充実に取り組みます。

### (5) 啓発団体等との連携

差別をなくすための取組は、すべての分野において、差別を受けてきた当事者による主体的な活動から始まり、行政との協働によって推進されてきました。このことを念頭に置くと、差別と闘ってきた当事者団体との協働なくして人権・同和教育を語ることはできません。

また、地域に密着した教育・啓発を展開するにあたっては、地域に根差した啓発団体や、地域との密接なかかわりを持つ社会教育関係団体などとの連携が不可欠です。

このため、関係団体等と連携し、互いに蓄積した情報を共有しながら意欲的な活動を展開するなど、人権・同和教育と啓発活動の推進に努めます。

### (6) 子どもの目線を基調とした人権・同和教育と啓発活動の推進

一見、当たり前に見えることでも、子どもの目線で社会を見ると様々な社会の矛盾が見えてきます。その最たるものが「差別」です。特に家庭や地域においては、大人社会の潜在意識が、子どもの人権意識の形成に大きな影響を与えることを認識する必要があります。

このことを念頭に本市では、社会の矛盾に気づき、自分の言葉で考え、そのうえで子どもに説明できないことを見直す姿勢をとることが「人権のまちづくり」の基盤と位置づけ取り組んでいます。しかし、地域における重要な取組である「地区巡回講座」において、子どもとのつながりが最も深いPTA\*などの子育て世代の参加が少ない傾向にあります。

このため、子どもを取り巻く学校、家庭、地域に接点を持つPTA\*などの子育て世代をキーパーソンと位置づけ、PTA\*などとの連携を図るとともに、企業や職場への出前講座の実施など、効果的な研修機会の創出に努めます。

12月の人権週間には、小・中学生による標語や書道、ポスター等を展示する「人

権作品展」など、誰もが気軽に参加できる雰囲気での啓発イベントの開催を図ります。

また、中学生が作文を書くことを通じて、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、入賞作品を国民に向けて広報することによって人権尊重思想を根づかせることを目的として、法務省が人権擁護委員との連携により行う「全国中学生人権作文コンテスト」の実施に協力するなど、子どもの目線を基調とした人権・同和教育と啓発活動を推進します。

## (7) 相談・支援体制の充実

近年の核家族化、ひとり親家庭の増加などによる家庭環境の変化や少子高齢化、個々のライフスタイル・ワークスタイルの変容といった社会の変化は、子どもや大人の意識、あるいは地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。こうした状況に伴い、人権問題は複雑化・多様化するとともに、新たな人権問題も生じるなど、行政の対応がますます重要になってきています。

また、社会的援護を必要とする人に支援の手が届かない事例も散見されるなど、共に支え合う機能の脆弱化が指摘されているため、様々な社会資源を活用した相談・支援体制の充実が必要です。

### ① 専門的な相談機関との連携

人権に関する相談内容が多様化していることから、庁内での連携はもとより、人権擁護委員\*、民生委員・児童委員\*、保健福祉事務所、警察等、相互の相談窓口との連携を強化し、相談・支援体制を築くよう努めます。

### ② 相談機関のネットワークづくり

人権に関する様々な相談に適切に対応するため、電話や面接等による相談窓口の整備を行うとともに、専門相談機関連絡会議の開催などを通じて様々な人権問題に関する相談機関のネットワークづくりを進めるほか、相談員の専門性の向上を図るための研修などへの参加を促進します。

### ③ アウトリーチ\*の取組

深刻な悩みをかかえるなど、真に困窮している人は、SOSを出したり相談したりすることが難しいと言われています。支援を必要とする人を発見し、制度に結びつけるため、窓口で相談者を待つ受け身の姿勢に留まらず、地域に積極的に出向くアウトリーチ\*の姿勢で、相談・支援体制の機能発揮に努めます。

## 第3章 | 分野別施策の推進

### 1 同和問題\*

#### 【現状と課題】

##### ○現状

- ・昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申\*」において、同和問題\*は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。
- ・この答申は同和行政の基本的指針たる役割を果たし、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法\*」が施行されるほか、その後に制定された法律などにより同和行政が積極的に進められました。
- ・本市においても、国や県と一体となって、住宅や道路などの生活環境の改善や差別意識解消のための教育・啓発などに取り組んできました。
- ・33年間に及ぶ特別措置法に基づく特別対策により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果が見られたとして、平成14年（2002年）には法が失効し、一般対策へ移行されました。
- ・同和教育・啓発の取組により、人々の理解や認識は少しずつ深まりを見せてきていますが、結婚問題を中心に差別意識が根強く残っているほか、戸籍謄抄本等の不正取得や土地差別調査などの差別事象が依然として発生しています。
- ・近年では、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、個人や団体に対する誹謗中傷、差別的な書き込みが行われるなど、差別の態様が変化しています。
- ・特別措置法に基づく特別対策の終結以降、「同和問題\*は解決された」、「同和問題\*は存在しない」などの誤った認識が広まっています。
- ・こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）\*」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」とあり、「相談体制の充実」、「教育及び啓発の推進」、「実態調査の実施」を国及び地方公共団体の責務として定めています。

### ○これまでの取組

- ・本市では、同和問題\*は基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題の柱であると位置づけ、同和行政に力を入れて取り組んできました。
- ・「同和対策審議会答申\*」の基本認識を踏まえ、同和対策行政を積極的に推進するため、昭和43年（1968年）に「伊万里市同和対策審議会〔平成7年（1995年）に伊万里市部落差別撤廃・人権擁護審議会に改称〕」を設置し、昭和48年（1973年）には円滑な事業推進を図るための庁内組織として、「伊万里市同和対策事業連絡会議〔平成9年（1997年）に伊万里市同和対策推進連絡会議に改称、平成18年（2006年）に伊万里市人権教育・啓発推進本部の設置により廃止〕」を設置しました。
- ・昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法\*」の施行以来、33年間に3度にわたり制定された特別措置法に基づき、生活環境の改善や社会福祉の向上、あるいは就労や産業対策、教育の向上など、生活安定のための諸施策の推進に努めてきました。
- ・学校教育においては、すべての児童生徒が真に人間の尊さを認識し、いかなる差別もしない、差別に負けない、差別を許さない態度を身につけることができる教育の推進に努めてきました。
- ・同和対策事業として実施してきた「学力向上促進学級」を平成19年（2007年）に社会人権・同和教育活動事業「人権総合学習講座」へ移行し、教育内容の充実を図りました。
- ・社会教育においては、行政区単位での地域に根差した巡回講座を中心に、各団体を対象とした研修を積極的に行うなど、あらゆる機会をとらえて同和教育・啓発の推進に取り組んでいます。
- ・市民を対象とした啓発活動として、市の広報紙や公民館報への啓発記事の掲載、講演会やパネル展の開催、街頭キャンペーンの実施などに取り組んでいます。
- ・隣保館\*や同和教育集会所\*を拠点として、住民の各種相談をはじめ、青少年、成人、女性、高齢者を対象とした同和問題\*に関する学習会や文化活動、グループの育成など、同和地区住民の教育・文化活動の促進を図っています。
- ・「部落差別解消推進法\*」が施行されたこと、またその趣旨や内容について、市の広報紙やホームページ\*などを活用し、広く市民へ周知しています。

### ○課題

- ・市民の間には依然として、「同和問題\*は過去のこと」、「そっとしておけば、いず

れなくなる」などの声があることから、正しい認識を促す必要があります。

- ・児童生徒に対して同和問題\*を正しく理解させるためには、教職員の理解促進と資質向上を図る必要があります。
- ・児童生徒の正しい認識を養うためには、保護者の理解が重要であるため、PTA\*や育友会への啓発を充実させていく必要があります。
- ・地域住民に対する教育・啓発の場では、同和問題\*をテーマにした研修会や講座に参加者が集まりにくい状況があります。また、参加者が固定化している傾向にあることから、若い世代の参加を促す必要があります。
- ・市職員に対して、これまでも同和問題\*に関する研修を積極的に行ってきましたが、正しい理解と認識の深まりが十分とは言えない状況です。同和問題\*は政治的に利用されてきた歴史がある差別であり、行政自らが解決に努める必要があることや、市民への教育・啓発を行うには、その手本となる市職員の同和問題\*に対する意識の高揚が不可欠であることから、さらなる教育・啓発が必要です。
- ・企業における公正な採用選考を促進するため、雇用主や採用担当者に対する一層の人権教育・啓発の取組が必要です。
- ・「部落差別解消推進法\*」に基づき、市が実施すべき施策を効果的に進めるため、国や県、関係機関などとのさらなる連携が必要です。

#### 【施策の方向】

同和問題\*は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であって、基本的人権にかかわる重大な課題であることから、その早期解決を図らなければなりません。そのため、「部落差別解消推進法\*」の趣旨に基づき、以下のとおり取り組みます。

#### (1) 学校教育における人権・同和教育の推進

- ・すべての教職員が同和問題\*を自らの問題としてとらえ、正しい理解と認識を深めるよう、講演会や研修会への積極的な参加を促進します。
- ・全教育活動を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた指導の充実を図り、差別や不条理を見抜く思考力や判断力を養うとともに、差別を許さず解決に向けて行動しようとする態度を育みます。

#### (2) 社会教育における人権・同和教育の推進

- ・「もう同和問題\*は終わった」という誤った意見があることから、差別の現実を学

ぶ内容の研修を実施するなど、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえるような教育・啓発を推進します。

- ・子どもを取り巻く学校、家庭、地域に接点を持つPTA\*などの子育て世代をキーパーソンと位置づけ、小中学校連合PTAにおいてリーダー研修を実施するなど、人権・同和教育の推進を図ります。
- ・参加しやすい研修内容にするため、「日常の視点」、「子どもの目線」、「カジュアル感覚」に視点を置くなど、創意工夫をこらした教育・啓発を進めます。
- ・市職員が人権意識を高め、同和問題\*の解決に向けて率先した行動ができるよう、現実に即した研修を積極的に実施するなど、教育・啓発を図ります。
- ・社会同和教育を推進するにあたっては、研修の講師を務める人権・同和教育指導員の役割が重要であることから、指導者向けの養成講座への参加などを通して資質の向上に努めます。

### (3) 啓発活動の推進

#### ①市民への啓発

- ・市民が同和問題\*に関する知識と認識を深めるよう、市の広報紙や公民館報への啓発記事の掲載、ケーブルテレビを活用した啓発、のぼり旗や横断幕の設置を行うなど、広く市民に訴える啓発活動の充実に努めます。
- ・特に8月は、佐賀県の「同和問題啓発強調月間」であることから、同和問題講演会やパネル展を開催するなど、積極的な啓発活動に取り組みます。

#### ②企業などへの啓発

- ・差別のない明るい職場づくりを促進するため、「公正採用選考人権啓発」を推進している公共職業安定所の取組に協力します。
- ・市内の企業や事業所に対し、同和問題\*に関する研修の場の確保を強く働きかけ、雇用主や従業員などの積極的な参加を促進します。
- ・職場を社会教育のステージと位置づけ、出前講座などを通して市民の生活スタイルに即した教育・啓発を推進します。

#### ③えせ同和行為\*に関する啓発の充実

- ・えせ同和行為\*は、同和問題\*を口実とする不当な要求や行為であり、差別解消に向けて真摯に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、同和問題\*の解決を著しく妨害する悪質な行為であるため、法務局や警察などの関係

機関と連携し、その排除に取り組みます。

- ・えせ同和行為\*の被害に遭わないためには、同和問題\*について正しく理解することが何よりも重要であるとともに、不当な要求には毅然とした態度で対応することが重要であることから、研修などを通じて市民への一層の啓発に努めます。

#### (4) 隣保館\*、同和教育集会所\*の事業推進

- ・「同和問題解決の拠点施設」である隣保館\*、同和教育集会所\*において、同和問題\*に対する市民の理解と認識を深めるための活動の推進を図ります。
- ・隣保館\*におけるワイワイキャンプ事業\*や学校間の交流事業、あるいは同和教育集会所\*での料理教室や粘土教室などの周辺地域との交流事業をさらに進めていきます。
- ・周辺地域を含めた地域社会の中で、開かれた施設として相談事業の充実を図るほか、差別を受けた体験談などを通して市民の同和問題\*に対する理解と認識を深めるための活動を推進します。

#### (5) 相談体制の充実

- ・隣保館\*や同和教育集会所\*では、住民が気軽に訪問できるよう相談体制の充実を図ります。
- ・佐賀地方法務局、県、関係機関などとの連携により、人権相談の促進を図ります。
- ・同和問題\*を理由とする結婚や就職等における差別、インターネット上の差別書き込みなど、悪質な差別事象が発生した場合は、県や関係機関などと連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ・平成27年（2015年）に施行された「生活困窮者自立支援法\*」に基づき、庁内連絡体制の充実に努めます。

#### (6) 現状を把握するための調査の取組

- ・同和問題\*の解決に向けて効果的な施策を行うには、同和問題\*に対する市民の意識や考え方、あるいは差別の現状などを十分に把握することが重要であるため、必要に応じて意識調査や実態調査を行います。



## 2 女性に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）\*」などにおいて、男女平等の原則が確立されています。
- ・昭和60年（1985年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）\*」の批准国となりました。
- ・平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法\*」が制定され、男女共同参画や女性の地位向上に向けての取組を進め、さらに平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）\*」が制定され、女性がその個性と能力を十分発揮して活躍できるよう社会全体で取組を進めています。
- ・しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、家庭や職場などにおいて様々な男女差別が生じています。
- ・職場等においては、セクシュアル・ハラスメント\*やパワー・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント\*などの問題が発生しています。
- ・平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護する取組が進められています。
- ・本市は、国や県と比較して、あらゆる年代で女性の就業率が高く、結婚や出産後も就労を継続する割合が高くなっています。
- ・本市が平成28年（2016年）度を実施した調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛同する市民の割合は19.2%で、平成23年（2011年）度を実施した前回の調査より8.5ポイント減少しています。
- ・本市の審議会など委員に占める女性の割合は、平成28年（2016年）度に36.0%となり、平成23年（2011年）度の調査より2.8ポイント上昇しています。
- ・本市におけるワーク・ライフ・バランス\*の推進に取り組む事業所は平成28年（2016年）度に24.1%となり、平成23年（2011年）度の調査より6.5ポイント増加しています。
- ・学校教育の場においては、男女平等意識の形成のための取組が行われていますが、

男女平等を分かっているながらも、それをできない児童生徒も見受けられます。

- ・本市が平成28年（2016年）度を実施した市内中高生を対象とした調査では、中学生3.0%、高校生6.8%が身近でデートDV\*を見聞きしたことがあるという結果になっています。

#### ○これまでの取組

- ・平成6年（1994年）に、総務部に「女性政策室」を設置するとともに、全庁あげて男女協働参画\*を推進するため、「伊万里市女性政策推進会議」を設けました。
- ・平成7年（1995年）には、市民自らが女性問題を考える「伊万里市女性問題懇話会（いまり女性プラザ）」が発足され、実態調査や啓発活動などの活発な取組が行われてきました。
- ・男女協働参画社会の実現に向けて、平成10年（1998年）に「伊万里市女性行動計画“あなたとわたしのきらめきプラン”」を策定し、平成13年（2001年）には県内に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行いました。
- ・社会のあらゆる分野で責任を分かち合い、多様な生き方を尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、平成28年（2016年）に「伊万里市男女協働参画を推進する条例」を制定し、これに基づいた実行計画として「第4次伊万里市男女協働参画基本計画」を平成30年（2018年）に策定し、総合的かつ計画的に推進しています。
- ・男女平等と人権尊重の意識は、幼児期からの家庭、学校、地域社会の中で形成されることから、発達段階に応じた学習を推進しています。
- ・平成23年（2011年）に女性相談窓口を設置し、女性自立支援相談員1人を配置しています。また、平成25年（2013年）からは、婦人相談員の業務（「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に関する業務）を加えて行っています。
- ・DV\*防止のため、市内中学校でDV未然防止教育を実施しています。

#### ○課題

- ・固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が根強く残っており、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女協働参画社会の実現が求められています。
- ・少子高齢化の進行による人口構造や家族形態の変化、個人の生き方の多様化に伴い、地域活動や職場における男女の格差の解消を図るとともに、仕事と育児や介

護との両立支援など、男女のワーク・ライフ・バランス\*を促進するための環境整備が求められています。

- ・社会のあらゆる分野において、男女協働参画社会の形成への取組を進めていくためには、行政運営をはじめ、地域や事業所、市民活動等における政策や活動方針などの意思決定において、男女協働参画\*やダイバーシティ\*の視点を生かした仕組みづくりが重要です。
- ・配偶者等からの暴力であるDV\*や職場などにおけるハラスメント\*は、重大な人権侵害であるため、暴力やハラスメント\*を容認しない社会環境づくりや支援体制の強化が求められています。
- ・女性相談の相談件数が増加傾向にある中、DV被害者相談については重篤ケースが増えており、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援が必要です。
- ・庁内の関係部署だけでなく、他市町や警察、弁護士、県配偶者暴力支援センターなど、関係機関・団体との緊密な連携が重要です。

## 【施策の方向】

あらゆる分野において女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。また、社会情勢の変化に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化しており、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる社会環境づくりが不可欠です。

本市では、「伊万里市男女協働参画を推進する条例」に基づき、「第4次伊万里市男女協働参画基本計画」の諸施策を推進し、「男女協働参画社会」の実現に向けて以下の取組を積極的に進めます。

### (1) 男女平等意識の醸成

#### ①社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進

- ・男女平等意識を醸成し定着させるためには、固定的な性別役割分担意識をはじめとした様々な分野に存在する社会的慣習を見直すことが重要です。そのため、男女平等に視点を置いた講演会や研修会などを開催するとともに、市の広報紙やケーブルテレビなどを通じた啓発活動を継続して推進します。

#### ②男女平等の意識を育む教育の推進

- ・男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時期から形成されることから、家庭や学校、地域社会が相互に連携し、教育に携わる者が男女協働参画\*の理念を理解

するよう意識啓発などに努めます。

- ・次代を担う子どもたちが男女協働参画\*の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

## (2) 「男女協働参画社会」を形成するための環境の推進

### ①男女協働参画意識の醸成

- ・家庭や地域、職場などあらゆる分野で男女協働意識の浸透を図るため、講演会や研修会の開催を通じて周知・啓発活動に努めるとともに、性別や年齢などにかかわらず様々な人が参加しやすい形態を検討します。
- ・政策・方針決定の場並びに防災・災害復興体制において、男女のニーズの違いに配慮し、男女協働参画\*の視点を取り入れた社会づくりを図るため、女性の参画を積極的に推進します。

### ②健康支援の充実

- ・子どもを安心して出産し、育てるために、妊娠や出産に関する情報提供や保健師等による健康支援の充実を図ります。
- ・日常の健康管理や生活習慣病などの早期発見のため、特定健診・がん検診等の普及と充実を図るとともに、健康相談体制の充実や健康教室の開催などに努めます。
- ・女性が生涯にわたり、心身の健康と安寧を確保できるよう、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）\*の推進に努めます。

### ③男女が共に働きやすい環境の推進

- ・男女が平等で生きがいをもって働くことができる環境づくりのため、事業所と連携しながら雇用形態や労働条件の整備を促進します。
- ・市役所が男女協働参画\*のモデル職場となり、ワーク・ライフ・バランス\*を積極的に推進し、働き方や暮らし方の意識の改革に取り組みます。

## (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

### ①男女間の暴力を防ぐための教育・啓発の推進

- ・DV\*やデートDV\*、ハラスメント\*は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、関係機関や市民団体などと連携し、講演会や研修会を開催するなど、継続的で効果的な啓発を推進します。
- ・DV\*防止のため、若い世代への予防教育の実施に努めます。

## ②相談体制と支援の充実

- ・DV\*被害者の支援にあたっては、被害者の安全確保と人権尊重のため、相談への対応から保護、自立支援など、多くの段階にわたって関係機関との連携を強化し、被害者の立場に立った支援に努めます。
- ・市の広報紙などによる相談窓口の周知のほか、相談体制の充実を図ります。

### 「男女共同参画」と「男女協働参画」

国や県では「男女共同参画社会基本法」のように「共同」を使用していますが、伊万里市では独自に「協働」を使っています。

「協働」は、古くから日本社会において使われてきた言葉ではありませんが、本市は、早くから市民と行政がともに汗を流して協力して取り組もうという意味から使いはじめ、力だけでなく心も合わせて参画社会をめざしたいとの思いをこめています。

「伊万里市民が主役のまちづくり条例（第2条）」では、「協働」を“社会的共通の目的のために活動する人たちが、それぞれの役割と責任を自覚し、その資質や能力を生かし、相互に補完しあい、パートナーとして対等の立場で協力すること”と定義しています。

なお、県内に先駆け、平成13年に男女共同参画都市宣言を行う際、内閣府に「協働」の使用を強く求めましたが、国の奨励事業であったため「共同」を使用しているの宣言となっています。

## 3 子どもに関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・子どもの健やかな成長はすべての人々の願いであり、一人の人間として幸せに生きる権利は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）\*」や「児童福祉法\*」などにより保障されています。日本国憲法では、基本的人権の尊重\*を基本理念に掲げており、これに基づく「教育基本法\*」、「児童福祉法\*」などには、すべての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。
- ・平成6年（1994年）にわが国が批准した「子どもの権利条約\*」では、子どもを

権利の主体とし、子どもの成長や発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

- ・子どもは、すべてが大きく伸びていく可能性を秘めており、愛情や信頼感など豊かな人間関係の中で成長していくことによって、人を思いやる心を育てていくことができます。こうしたことから、「児童福祉」及び「子どもの権利」に関する理念の普及・啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、あるいは学習機会の提供などを推進しています。
- ・少子化や核家族化の進行により、家庭や地域での連帯感が希薄化するなど、子どもを取り巻く環境も変化しているため、地域内での異年齢や異世代交流を通じた人間関係の形成が行われにくくなっており、「社会の中で、もまれ育つ」機会や「人と人との間で育つ」機会の減少が、子どもの健全な発達を阻害する要因になっています。
- ・学校においては、言葉や暴力、あるいは仲間外しなどによる「いじめ」が問題化し、ときには自殺に至るなど深刻な事態となっていることから、本市は平成18年(2006年)12月に「いじめなし都市宣言」を行い、その防止や解決に積極的に取り組んできました。
- ・核家族化の進行や、ひとり親家庭の増加などにより、保育所等や留守家庭児童クラブ\*に対するニーズが高まっています。
- ・留守家庭児童クラブ\*は、就労などのため保護者が家にいない児童に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的として設置しています。平成27年(2015年)、厚生労働省は「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、この中に、子どもや保護者の人権への配慮や権利擁護のほか、留守家庭児童クラブ\*の社会的責任と職場倫理などが明記されています。
- ・平成28年(2016年)の「児童福祉法\*」改正により、「子どもは、適切な教育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障される権利を有する」などの理念規定が明確化され、児童虐待\*についても、発生予防から自立支援までの一連の対策において、さらなる強化が図られました。
- ・「国民生活基礎調査」によると、昭和60年(1985年)には10.9%であった子どもの貧困率が、平成27年(2015年)には13.9%となっており、子どものおよそ7人に1人が相対的貧困状態にあるという状況であり、その対策が必要となっています。

### ○これまでの取組

- ・平成22年（2010年）に「次世代育成支援後期行動計画（平成22～26年）」を策定し、施策を推進しました。
- ・平成27年（2015年）には「子ども・子育て支援新制度\*」が始まり、次世代育成支援行動計画を包括した「子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年）」を策定し、施策を推進しています。
- ・平成27年（2015年）策定の「放課後児童クラブ運営指針」に基づき留守家庭児童クラブ\*の運営を行っています。
- ・平成27年（2015年）度から、放課後児童支援員の認定資格研修が開始され、研修の受講により資格を取得させるなど、留守家庭児童クラブ\*に従事する者の専門化を図っています。
- ・各保育園において障害のある幼児を預かる「障害児保育促進事業」を実施しています。
- ・子育て支援センター\*「ぽっぽ」において、子育てに関する悩みがある人などからの相談を受けています。
- ・学校教育においては、「子どもの権利条約\*」について、その主旨や内容を教職員に周知徹底するとともに、「いじめなし都市宣言」を基盤としながら、児童生徒に主旨を理解させるなど、一人一人の特性を生かし、個人を大切にする教育を進めています。
- ・電話や来庁による市民からの相談については、その内容に基づき、関係職員につなぐとともに、当該窓口を案内しています。
- ・児童虐待\*などへの対応については、各関係機関と連携を図りながら、実態把握に努めるとともに、児童相談所との連携を深め、迅速な対応ができるような相談体制の整備に努めました。
- ・児童センター\*においては、遊びを通して集団の中で社会性を身に付けるとともに、運動を通して健康増進を図るなど、児童の健全育成を目的とした取組を行いました。

### ○課題

- ・学校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、適切に対応できる校内体制や関係機関などとの連携をより一層強化する必要があります。
- ・SNS\*などによるいじめへの対応が課題となっています。いじめや暴力などの問題

は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立って、その防止や解決に向けて取り組む必要があります。

- ・いじめや不登校\*の問題の解決にあたっては、教職員が日頃から児童生徒との心のふれあいを大切にし、信頼関係を深めながら、家庭、地域社会、関係機関との連携を密にする必要があります。
- ・平成30年（2018年）度から、留守家庭児童クラブ\*の運営を民間事業者へ委託しており、民間事業者との緊密な連携を図りながら、児童の健全育成を推進していく必要があります。
- ・子どもを取り巻く状況について、市民の理解を深める必要があります。
- ・子どもに関する相談窓口について、市民に対する周知を図り、庁内外の連絡・連携体制を強化する必要があります。
- ・児童虐待\*を含む家庭児童相談などは、重度化、複雑化しており、各関係機関との連携がますます重要となっています。さらに「児童福祉法\*」の改正に伴い、身近な相談窓口である市の役割が、今後さらに重要になることが考えられます。
- ・子どもの貧困対策は全国的な課題となっており、現状を把握するため、実態調査などを行う必要があります。

#### 【施策の方向】

子どもが権利の主体として尊重されなければならない存在であることを市民が正しく理解し認識するとともに、子どもの健やかな成長が保障される環境づくりをめざし、次のような取組を推進します。

#### (1) 子育て支援の充実

- ・乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、育児に関する相談事業や妊娠中の夫婦に対する両親学級の開催を図るほか、乳幼児健診の充実に努めます。
- ・障害のある幼児を支援するため、障害児保育促進事業を継続的に実施します。
- ・「いまりパパネットワーク交流会」などを支援し、父親の子育て参加を促進します。

#### (2) 啓発活動の推進

- ・児童生徒を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、市の広報紙、ケーブルテレビ、新聞などの広告媒体を活用した啓発活動を展開し、家庭、学校、地域など社会全体への児童福祉の理念の普及・啓発に努めます。



### (3) 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発

- ・「子どもの権利条約\*」の趣旨や内容について、児童生徒に理解させるよう努めるとともに、教職員に対する周知徹底を図ります。また、児童福祉関係者をはじめ市民に対する啓発に努めます。
- ・児童福祉関係者に対し、研修会等の場を利用して、同条約の周知を図るとともに、市民に対しても啓発に努めます。
- ・留守家庭児童クラブ\*においては、民間事業者との連携を図りながら、従事者に対し、子どもや保護者の人権への配慮や権利擁護のほか、留守家庭児童クラブ\*の社会的責任と職場倫理などに関する研修を行っていきます。
- ・子どもとのつながりが最も深いPTA\*などと連携を図りながら、地域に密着した効果的な人権教育・啓発を推進します。

### (4) いじめ問題などへの取組

- ・平成18年（2006年）の「いじめなし都市宣言」を再確認し、生命尊重、他人を思いやる「心の教育」の推進を図るほか、スクールカウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*への相談など、一人一人の児童生徒を大切にされた教育活動を展開していきます。
- ・社会教育において、家庭や地域社会、関係機関と連携を図り、子どもの相談や指導を積極的に進めるなど、社会全体が一体となった取組を推進します。
- ・不登校\*の問題においては、生徒指導支援員などを配置するとともに、学校適応指導教室「せいら」の一層の充実を図ります。

### (5) 児童虐待\*防止への取組

- ・児童福祉施設職員、教職員、民生委員・児童委員\*、青少年相談員、医師など児童虐待\*を察知しやすい立場にある職種の人々との連携を図ることで、児童虐待\*の早期発見に努めます。また、緊急性、重症度の高いケースについては、児童相談所と十分な連携を図り、必要に応じて一時保護の措置などの実施に努めます。

### (6) 健全育成に向けての取組

- ・児童生徒が、自分自身はもとより他の生命を大切にすること、男性と女性が互いに協力し合い認め合うことなど、人としてより良い選択や行動ができるよう、性に関する適切な指導を推進します。
- ・子どもの心身を鍛え、創造性、自主性、協調性を育むため、「伊万里サマーキャンプ」

や「チャレンジキャンプ」といった自然体験活動事業を実施するとともに、次代を担うリーダーを育成する異世代交流事業を実施します。

- ・留守家庭児童クラブ\*では「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの発達過程を踏まえた育成支援を図っていきます。

#### (7) 児童の性的被害の防止及び健康被害の防止

- ・性的被害などから子どもの安全を確保するため、子どもや保護者の防犯意識を高めるとともに、性に対する正しい理解と知識の普及を図るための広報・啓発活動の実施に努めます。
- ・学校においては、思春期の児童生徒を対象に、妊娠、出産、育児及び性感染症の予防などに関する保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳や母性の社会的機能としての重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。

#### (8) 相談・支援体制の充実

- ・子育てに悩む市民への支援を図るため、各種相談窓口について、市の広報紙などを通じて広く周知を図ります。
- ・子育て支援センター\*「ぽっぽ」において、子育てに関する相談への継続的な対応に努めます。
- ・子育て支援センター\*「ぽっぽ」、家庭児童相談室、青少年相談室、子育て世代包括支援センターなど、子どもや家庭に関する各種相談機関の連携を強化し、相談体制の整備を推進します。
- ・子どもの貧困については、実態調査などを実施し現状の把握を行ったうえで、必要な支援方法について検討します。

## 4 高齢者に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・本市の総人口に占める65歳以上の人口割合である高齢化率は、平成31年（2019年）4月1日現在30.9%で、さらに2025年\*には高齢化率が33.8%になると推測されており、約3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みです。
- ・本市では、平成30年（2018年）3月に「伊万里市第4次高齢者福祉計画及び第7

期介護保険事業計画」を策定し、すべての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに安心して日常生活を送ることができるよう、持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立をめざしています。

- ・高齢化が進む中、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加しており、高齢者の引きこもりや孤立のほか、高齢者に対する虐待や介護放棄、悪徳商法による被害など、高齢者を取り巻く様々な問題が生じています。
- ・今後、支援が必要な高齢者の急激な増加が見込まれるため、介護が必要となっても住み慣れた地域や住まいで尊厳のある自立した生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、具体化を進めていくことが求められています。

#### ○これまでの取組

- ・高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老会を開催しています。
- ・高齢者の健康増進や生きがいづくりのため、老人クラブ活動への支援を行うほか、老人福祉センターや老人憩いの家では高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための総合的なサービスの提供を行っています。
- ・高齢者の就業による社会活動を促進するため、シルバー人材センター\*の活動に対する支援を行っています。
- ・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、介護保険や福祉サービスに関すること、認知症\*疑い、虐待疑い、消費者被害、経済的な問題など様々な相談を受け、関係機関や利用できる制度の紹介のほか、適切なサービスに結びつく支援を行っています。
- ・地域や小・中学校では、認知症\*を正しく理解し、認知症\*の人やその家族を温かく見守るため「認知症サポーター養成講座」を開催しています。
- ・学校教育においては、高齢社会\*に関する知識や福祉・介護等についての理解を深めるために、福祉施設等への訪問、学校行事への高齢者の招待などの交流事業を行ってきました。

#### ○課題

- ・認知症高齢者等にやさしい地域づくりや、高齢者自身も含め、高齢者の生活を様々な形で支え合う仕組みづくりを、地域と一体的に取り組んでいくことが必要です。
- ・今後の高齢者数の増加に伴い、高齢者が生活するうえでの身体的・精神的・経済

的な問題も増加し、多様化することが見込まれます。

- ・高齢者による社会参加がさらに広がるよう、地域社会活動などの活性化と活動への参加を推進していく必要があります。
- ・学校教育においては、児童生徒がさらに福祉・介護等についての理解を深めるための学習機会が必要です。

#### 【施策の方向】

「伊万里市第4次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に基づき取り組んでいきます。また、「安心して健やかな暮らしづくり」に向け、地域包括ケアシステムの確立をめざして、高齢者自身も含めた多様な人々が参画し、高齢者の生活を様々な形で支え合う地域づくりの実現に努めます。

#### (1) 市民意識の高揚

- ・高齢者の一人一人が社会の構成員として尊重されるよう、地域に密着した効果的な人権教育・啓発を推進します。

#### (2) 学校における福祉教育の推進

- ・高齢社会\*に関する知識や福祉・介護等についての理解を深めるため、総合的な学習やキャリア教育のカリキュラムの中に福祉教育を取り入れるなど、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てるよう努めていきます。

#### (3) 高齢者への虐待防止の取組

- ・高齢者虐待は、介護者の知識や技術の不足、ストレスなどが大きな要因となっていることから、市民の正しい理解の促進を図るため、高齢者虐待などに関する研修の開催に努めます。
- ・地域包括支援センターを高齢者に関する総合相談窓口と位置づけ、相談者がその内容に適応したサービスや制度の利用ができるよう、保健、医療、福祉などの関係機関との連携による適切な支援を行います。

#### (4) 介護サービスの充実

- ・介護を必要とする高齢者や認知症\*の人などが、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、居宅介護サービスや地域密着型サービスなどの介護サービスの充実を図ります。

### (5) 生活支援体制の充実

- ・高齢者が安心して生活ができるよう、地域全体で見守るためのネットワークづくりを推進します。
- ・支援が必要な高齢者の日常生活について、地域の力で支援していく体制づくりを進めていきます。

### (6) 高齢者の活動支援・生きがいづくりの推進

#### ①介護予防のための取組

- ・高齢者一人一人が自分の健康づくりや介護予防に取り組む意識を持ち、高齢者自身が主体的で継続的な介護予防への取組が行えるよう支援します。

#### ②生きがいづくり事業の推進

- ・高齢化がさらに進む中で、老人クラブの会員数は減少傾向にあることから、その活動の魅力についての発信や、会員の加入促進に向けた取組を支援します。
- ・老人福祉センターや老人憩の家では、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上のための総合的なサービスの提供によって活用を促進し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりを推進します。

#### ③社会活動への参加促進

- ・シルバー人材センター\*は、就業を通じて生きがいの場を提供する公益団体であることから、引き続き活動を支援していきます。
- ・高齢者がこれまでの経験や知識、技能を生かして地域での活躍が継続できるよう、高齢者団体等と連携し、ボランティア活動などへの参加を促進します。

## 5 障害のある人に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・国においては、昭和56年（1981年）の「国際障害者年」と昭和58年（1983年）からの「国連・障害者の10年」、そのあとを受けた「アジア太平洋障害者の10年〔平成5年（1993年）〕」（10年延長）が採択されました。
- ・平成18年（2006年）に「障害者自立支援法\*」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化されました。

- ・平成25年（2013年）には「障害者自立支援法\*」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）\*」が施行され、同年「障害者優先調達推進法」が施行されました。
- ・平成24年（2012年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）\*」が施行され、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）\*」が施行されるなど、障害者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体などに合理的配慮を提供することが義務づけられ、障害のある人の自立した社会参加に向けた法的な整備が進んでいます。
- ・障害のある児童生徒数が年々増加していることに伴い、小・中学校では特別な支援を受ける環境づくりが進んでいます。
- ・平成23年（2011年）改正の「障害者基本法\*」において、国や地方公共団体は、可能な限り、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないと規定されました。
- ・「障害者基本法\*」の改正を踏まえ、平成25年（2013年）に「学校教育法施行令」が改正され、就学基準に該当する児童生徒等は原則として特別支援学校\*に就学するという従来の仕組みから、障害の状態などを踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められ、その際、保護者や専門的知識を有する者の意見を聴くこととされました。
- ・近年、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化し、障害の内容や範囲は拡大しています。学校教育においても、令和2年（2020年）度に施行される特別支援学校指導要領などでは、学びの連続性や一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実が唱えられており、今後ますます特別支援教育が充実したものになると思われます。

#### ○これまでの取組

- ・平成27年（2015年）3月に「第3次伊万里市障害者計画」及び「第4期伊万里市障害福祉計画」を、平成30年（2018年）3月には「第5期伊万里市障害福祉計画」を策定し、「支えあい 自分らしく 生きるまち伊万里」を基本理念に掲げ、障害のある人に関する施策を総合的に推進してきました。
- ・平成28年（2016年）に施行された「障害者差別解消法\*」の趣旨や内容について、研修の場などを通じて市民への周知に努めました。
- ・「障害者差別解消法\*」の規定に基づき、市職員向けに「伊万里市障害を理由とす

る差別の解消の推進に関する対応要領」を策定するとともに、同法に関する相談に対応するため、市民部福祉課に相談窓口を設置しました。

- ・障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、訪問教育\*、特別支援学校\*、特別支援学級\*、通級指導教室\*などにより、社会的自立能力の向上に努めてきました。

### ○課題

- ・サービスの基盤の整備や制度の改革などが進められてきましたが、障害者数の増加やその介護者の高齢化、一人暮らしの増加など地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、障害者福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。
- ・障害のある子どもの中で、医療的ケアを要する場合の支援の充実が必要です。
- ・精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場、障害者差別解消地域協議会などの設置が必要です。
- ・特別支援教育については、支援を必要としている児童生徒に対して、周りの大人の支援だけではなく、子どもたち同士が共生できる環境づくりをめざした教育を図る必要があります。
- ・インクルーシブ教育システム\*や「障害者差別解消法\*」に基づく合理的配慮について、小・中学校と連携しながら理解を促進する必要があります。
- ・小・中・高等学校においては、障害のある児童生徒への支援の充実を図るため、教職員の専門性の向上や効果的な校内支援体制の構築を図る必要があります。
- ・障害のある人を取り巻く状況や「障害者差別解消法\*」に対する市民の理解と認識を深める必要があります。

### 【施策の方向】

障害のある人もない人もみんなが互いに支え合い、互いを尊重し理解し合えるまちづくりの実現をめざし、次のような取組を推進します。

#### (1) 社会参加の促進

##### ①啓発活動の推進

- ・障害のある人に対する市民の理解と認識を深めるため、市の広報紙やホームページ\*などを活用し、広報・啓発活動を推進します。

##### ②療育の充実、特別支援教育の推進

- ・障害のある子どもの多様な療育に関するニーズに対応するため、放課後等デイサー

ビス\*などの療育の場を支援します。

- ・ 幼児児童生徒の障害の状態などを踏まえた総合的な観点から就学先が決定できるよう、県に対し必要な支援を行うよう求めていきます。
- ・ 支援できる環境づくりの一環として、障害のある幼児児童生徒との交流や共同学習の機会を設けます。

### ③雇用・就労の促進

- ・ 障害のある人が社会経済活動に参加できるよう、関係機関と連携し、雇用主の理解と協力を求めるなど、雇用の促進を図ります。
- ・ 法定雇用率\*の達成に向けて、企業への各種助成措置制度等の周知に努め、雇用促進の取組を雇用主に促すなど、雇用機会の確保と拡大に努めます。

## (2) 保健・医療の充実

- ・ 心身の障害の有無にかかわらず、母子保健・成人保健の重要性について啓発するとともに、健康診査の受診勧奨に努め、病気や障害の早期発見、早期治療に努めます。

## (3) 日常生活における支援

- ・ 障害のある人やその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援を行うなど、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
- ・ 障害のある人が安心して地域で暮らせる社会をめざし、「障害者総合支援法\*」に基づいて、ホームヘルプサービス\*、ショートステイ\*などの在宅生活の支援のほか、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動の支援を行うとともに、居住の場が必要な人に対してグループホーム\*などの施設入所支援を行います。
- ・ 補装具の交付や、日常生活用具の給付や貸与など、支援サービスの充実を図ります。
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、伊万里・有田地域自立支援協議会や伊万里・有田地区精神障害者支援地域協議会と連携し協議を進めます。
- ・ 市民の多様な福祉ニーズに対し、すばやい対応ができるよう、地域生活支援事業の制度を利用するほか、社会福祉協議会\*などの福祉関係団体との連携強化に努めます。



#### (4) 生活環境の整備

- ・生活環境のバリアフリー\*化を促進するため、道路や建物などの公共施設の段差解消やスロープ設置を進めるほか、民間施設に対して施設改善の働きかけを行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

## 6 外国人に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・近年、ヘイトスピーチ\*が深刻な社会問題となっています。ヘイトスピーチ\*は、人種や出身国など自分の努力では変えることのできない事柄について、不当に差別言動をするものであり、絶対に許されない人権侵害行為です。
- ・平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）\*」が施行され、ヘイトスピーチ\*の解消に向けた国や地方公共団体の責務が規定されました。
- ・県内では、現状においてヘイトスピーチ\*が問題になるケースは起きていないものの、平成26年（2014年）に複数の少年が外国人留学生に対し生卵などを投げつけるといった事件が発生しました。
- ・ここ数年、本市へ訪れる外国人旅行者が増加しています。

※大川内山への来訪者数

平成25年（2013年）：2,415人 ⇒ 平成29年（2017年）：約27,195人

※市内での宿泊者数

平成27年（2015年）：10,666人 ⇒ 平成29年（2017年）：23,493人

- ・佐賀県において平成29年（2017年）5月1日現在で、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童生徒数は、小学校29人（17校）、中学校10人（9校）、高等学校1人（1校）となっています。
- ・学校教育では、グローバルな視野に立って考えることができる児童生徒を育むために、総合的な学習の時間や外国語活動において、国際理解の醸成や交流事業の推進を図っています。

#### ○これまでの取組

- ・「ヘイトスピーチ対策法\*」の施行に伴い、市の広報紙などを通じて、市民への周知に努めました。

- ・外国語を併記した観光案内板や観光パンフレットの作成を行っています。
- ・日本語指導担当教員を平成29年（2017年）度より小学校に1人配置しています。
- ・社会教育の場では、研修会の開催などを通じて、外国人の人権に対する市民の意識高揚に努めました。

#### ○課題

- ・外国人を取り巻く状況や「ヘイトスピーチ対策法\*」に対する市民の理解や認識が十分とは言えないため、さらなる教育・啓発が必要です。
- ・LCC（格安航空会社）の就航やクルーズ船の伊万里港への誘致により、国内のみならず外国からの観光客を受け入れるために、外国人が滞在しやすい環境の整備などが求められています。
- ・外国人児童生徒などに対する日本語教育を国が進めていることから、本市においても早めの対応が必要です。
- ・外国人住民に対し、日常生活に必要な行政情報や防災情報などが確実に届く仕組みづくりのほか、複雑化・多様化する各種相談への対応が必要となっています。

#### 【施策の方向】

外国人との相互理解、友好関係を築くとともに、本市を訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して生活できるまちづくりをめざし、次のような施策を推進します。

#### (1) 国際理解の醸成

- ・外国人に対する差別意識や偏見をなくすため、歴史的経緯や文化、生活習慣の相違などについて市民が正しく理解するよう、当事者団体との連携を図りながら、地域に密着した効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ・「ヘイトスピーチ対策法\*」の趣旨について市民に周知し、その理解を深めるため、研修会などでの啓発活動に努めます。

#### (2) 国際色豊かな人材の育成

- ・市民が外国の生活習慣や文化への理解を深め、豊かな国際感覚を育むため、中国語や韓国語などの外国語講座を開催するとともに、小・中学校へのALT\*（外国語指導助手）を配置しながら国際色豊かな人材育成を図ります。
- ・スポーツや芸術部門の指導者の招へいや派遣、あるいは児童生徒による教育交流

を推進するとともに、各種研修生や視察団の受け入れや市民訪問団の派遣など、広く市民による交流事業を進めます。

### (3) 外国人児童生徒に対する支援

- ・外国人児童生徒などへの日本語指導担当教員の配置について県に要望するなど、支援や推進を図っていきます。日本語指導担当教員配置校の取組を公開することにより、日本語指導のノウハウを共有します。
- ・日本語能力測定方法 (DLA) を活用し、当該児童生徒の日本語能力を適切に把握し、「特別の教育課程」による日本語指導の実施を推進します。

### (4) 情報出版サービスの充実

- ・増加する外国人観光客に対応するため、関係機関と連携して、さらなる多言語案内板の設置など、受け入れ体制の整備を進めていきます。

### (5) 民間交流の促進と支援

- ・商工団体や民間企業が行う経済交流を促進するとともに、市国際交流協会をはじめとした国際交流団体の活動に対する支援に努めます。

### (6) 民間ボランティアとの協働

- ・外国語通訳（医療機関での簡単な問診などを含む）、観光ガイドなど、民間ボランティアとの積極的な協働を図ることにより、「世界に開かれた伊万里」づくりをめざします。

## 7 患者等に関する問題

### (1) HIV感染者\*等

#### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・感染症に対する正しい知識と理解が十分ではないことから、HIV感染者\*、エイズ\*患者、結核などの患者やその家族等に対する偏見や差別事象は、いまだに根深いものがあります。
- ・従事する市職員は、患者等の生活習慣や家族の状況などの個人情報を知り得る機会も多く、人権侵害に至る事態が生じる恐れがあります。

#### ○これまでの取組

- ・感染症患者等の人権を尊重した施策をはじめとして、市民への感染症に対する正しい知識と理解を深めるとともに、結核やO-157\*などの感染防止や早期発見に努め、各種相談や教育・啓発を行いました。
- ・結核検診の実施により、結核の感染防止や早期発見に努めました。
- ・学校教育においては、エイズ教育（思春期体験学習）を行うなど、感染症に対する正しい知識と理解の普及に努めました。

#### ○課題

- ・HIV感染者\*等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、感染症の予防を行う必要があります。
- ・検診や相談に従事する市職員は、結核等感染症の患者や家族等と接する機会が多く、職務の遂行にあたっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が必要です。

#### 【施策の方向】

法律に基づき迅速に対処できるよう、保健福祉事務所及び関係各課が連携を図るとともに、HIV感染者\*や結核患者等に対する正しい理解と人権意識の高揚を図るため、関係機関の協力を得ながら、市民に対する啓発活動を推進します。

#### ①保健福祉事務所など関係機関との連携

- ・保健福祉事務所におけるエイズ\*予防についての相談、検査、啓発活動を支援するとともに、市の広報紙などによる啓発活動や各種健康診査の実施などにより、結核やO-157\*などの感染防止や早期発見に努めます。

#### ②学校教育におけるエイズ教育（思春期体験学習）などの推進

- ・学校教育においては、人権尊重をテーマに「思春期における性」を学習するためのエイズ教育（思春期体験学習）などを実施し、感染症に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

#### ③地域社会や職場などへの啓発

- ・地域社会や職場などにおいては、各種検診や予防接種をはじめ、健康相談、健康教育などを実施するとともに、感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市

の広報紙などによる啓発を実施します。

#### ④ 予防接種、健診等の受診率の向上

- ・ 予防接種や健診等の必要性について、あらゆる機会をとらえて啓発を行い、接種率の向上と結核検診などの各種健康診査の受診率の向上を図ります。

## (2) ハンセン病\*患者等

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・ ハンセン病\*は、「らい菌」という細菌による感染症です。感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。
- ・ 明治時代以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられていましたが、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結しました。
- ・ 療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族等との関係を絶たれ、また、ハンセン病\*の後遺症である身体の障害などにより、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。
- ・ 根強い偏見や差別に加えて、入所者自身の高齢化などにより、現在も多くの人が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難となっています。
- ・ 平成13年（2001年）にハンセン病\*患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されたことにより、ハンセン病\*問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、ハンセン病\*患者及び元患者の名誉回復と福祉増進などの措置が図られることになり、平成21年（2009年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

#### ○これまでの取組

- ・ ハンセン病\*に対する市民の正しい知識と認識を深めるため、研修会の開催や市の広報紙などによる啓発活動に努めました。

#### ○課題

- ・ ハンセン病\*患者及び元患者に関しては、ハンセン病\*に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、社会復帰の妨げとなるような宿泊拒否事

件が発生するなど、偏見や差別は根強いものがあり、大きな社会問題となっています。

- ・ハンセン病\*患者等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に努める必要があります。

### 【施策の方向】

ハンセン病\*に対する正しい知識の普及を図るとともに、ハンセン病\*患者等についての理解を深めるための研修会の実施や広報活動など教育・啓発の推進に努めます。

## 8 犯罪被害者等に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・警察庁の統計によると、平成29年（2017年）中の全国の刑法犯認知件数は91万5,042件（前年比マイナス8万1,078件）となっており、件数自体は減少傾向にあるものの高い水準にあります。本市においても減少傾向にあり、同年の件数は272件（前年比マイナス35件）となっています。
- ・犯罪被害者等は、犯罪による生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判などでの精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア\*取材などによる二次的被害にも苦しめられます。
- ・犯罪被害者等の人権に関する社会的な関心が高まり、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成28年（2016年）には同法に基づき「第3次犯罪被害者等基本計画(平成28～32年度)」が策定されました。また、県においては、平成29年（2017年）4月に、犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例\*」が施行されました。
- ・本市では、見舞金制度を盛り込んだ「伊万里市犯罪被害者等支援条例」を平成29年（2017年）4月に施行しました。

#### ○これまでの取組

- ・「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」、「市町担当者会議」において県や他市町、関係機関などと情報交換を行い、連携・協力体制の確認を行いました。

- ・ 県や関係団体が主催する研修会などに参加し、担当者や各種相談員のスキルアップに努めました。
- ・ 防犯や暴力追放のための市の広報紙による啓発やキャンペーン活動を行いました。
- ・ 各地区防犯協会と連携し、防犯活動に取り組みました。
- ・ 小・中学校における不審者対策のほか、児童生徒に対する薬物乱用防止や暴力団排除のための講話を行うとともに、高齢者に対する防犯対策やなりすまし詐欺防止の呼びかけを行いました。

#### ○課題

- ・ 犯罪被害者等の支援に関する市民の理解が不足していることから、広く周知が必要です。
- ・ 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の一層の充実が必要です。
- ・ 再被害防止や犯罪の未然防止のため、県や関係機関、団体などとの緊密な連携を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

犯罪被害者等が直接的・間接的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会をめざします。

##### (1) 啓発活動の推進

- ・ 犯罪被害者等が受けている直接的・間接的な被害の現状や支援の重要性について市民の理解と認識を深めるため、市の広報紙やホームページ\*などの媒体を活用し、広報・啓発活動を推進します。

##### (2) 相談・支援体制の充実

- ・ 総合相談窓口を市民部に設置し、相談への適切な対応と支援に努めます。
- ・ 県や他市町、各関係機関などと連携し、犯罪被害者等への支援体制の充実を図ります。
- ・ 担当者や各種相談員のスキルアップのため、県や関係団体が開催する研修会などへの積極的な参加に努めます。

##### (3) 再被害防止及び重大な犯罪の未然防止措置

- ・ 犯罪を未然に防止するため、県や関係機関、団体と連携しながら、児童生徒や高

齢者などに対して、これまでの犯罪事例やその対処法などについての広報・啓発活動や講話の実施に努めます。

## 9 性的指向・性自認\*等に関する問題

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・平成27年（2015年）に民間企業が実施した調査では、日本の総人口に占める性的少数者\*の人たちの割合は7.6%という結果が出ていますが、性的指向・性自認\*等に対する理解や支援は進んでいません。
- ・学校においても、性的少数者\*の児童生徒が少なからず存在していることが想定されます。
- ・日常生活の様々な場面において、自身の性的指向・性自認\*を表明することによって、差別や偏見の対象となることを恐れたり、差別による精神的苦痛を受けたりしています。
- ・文部科学省から、平成27年（2015年）に「性同一性障害\*に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成28年（2016年）に「性同一性障害\*や性的指向・性自認\*に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が通知され、性的少数者\*の児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

#### ○これまでの取組

- ・平成28年（2016年）に施行した「伊万里市男女協働参画を推進する条例」において、性別に違和感がある人などへの人権が尊重され、配慮されなければならないことを明記しました。
- ・定期的に、市民や職員を受講者とし、専門家や当事者を講師とした学習会を開催し、性的指向・性自認\*等に対する市民の正しい理解促進を図っています。
- ・性的指向・性自認\*等に対する市民の正しい理解を深めるための広報・啓発活動を行っています。

#### ○課題

- ・性的指向・性自認\*等に対する社会的な理解が十分ではなく、継続的な理解促進が必要です。



- ・ 幼少期からの性的指向・性自認\*等について、教職員に対し、正しい理解のための教育が必要です。
- ・ 児童生徒が性的指向・性自認\*等について、正しく理解し他者を認め合う心を育むことが重要です。

### 【施策の方向】

性的指向・性自認\*等に対する市民の正しい理解を深めるための啓発活動、支援のための相談体制の充実に努めます。

#### (1) 教育・啓発の推進

- ・ 性的指向・性自認\*等に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、性に関する人権問題についての教育の充実に努めるとともに、正しい情報の提供に努めます。
- ・ 学校教育においては、児童生徒が性的指向・性自認\*等について理解し、互いの違いを尊重し合うことができるよう教育・啓発の推進に努めます。

#### (2) 相談体制の充実

- ・ 性的指向・性自認\*等に関する相談に対応するため、相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、県や関係団体と連携を強化します。

#### (3) その他

- ・ 自分の性別を意思表示したくない人もいることから、申請書類の様式等において性別の記載欄の削除を進めるなど、誰もが暮らしやすい環境づくりに努めます。

## 10 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

#### ○現状

- ・ 総務省の統計によると、スマートフォン\*やタブレット\*といったモバイル端末の世帯保有率は、平成29年（2017年）に94.8%となっており、その普及を受け、平成29年（2017年）のインターネット利用率は80.9%となっています。
- ・ インターネットの普及を背景に、プライバシーの侵害や差別を助長する表現、虚偽のニュースの流布が増加し、その内容も複雑化・多様化しています。
- ・ インターネットによる情報は、発信者に匿名性があることから、技術的にも心理

的にも容易に発信できるという特性があります。また、いったん情報が発信されると削除などが困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こすこともあります。

- ・ モバイル端末の普及にあわせて、特にSNS\*の利用者数が増加しており、気軽に個人的な情報発信ができることによる人権侵害の増加が懸念されます。
- ・ 「出会い系サイト」による未成年者に対する性犯罪の誘発、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなど、青少年への有害情報提供が深刻な社会問題となっています。

#### ○これまでの取組

- ・ インターネット上の人権侵害情報を覚知した場合には、地方法務局へ通報し、県を通じて法務省への削除要請などに努めています。
- ・ 学校教育の現場においても、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題など、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ってきました。

#### ○課題

- ・ インターネット上の情報は非常に膨大で、日々変化していることから、速やかな状況把握が困難であるため、県や関係機関との連携による取組が必要です。
- ・ インターネット上など情報の流通において、権利侵害に対する法的措置や対応方法などを広く周知することが必要です。
- ・ 学校教育においては、児童生徒の情報モラルの向上を目的とした教育の推進が必要です。
- ・ インターネットを介したいじめのほか、犯罪や経済的被害などから子どもを守るためのソフト面の対策が必要です。

#### 【施策の方向】

インターネットによる人権侵害やトラブルを防止するために、利用者一人一人が、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての正しい理解が深められるよう、次の取組を積極的に進めます。

### (1) 啓発活動の推進

- ・他人の人権を侵害する恐れのある悪質で差別的な書き込みや、個人情報の無断掲載などに対して、当該情報の停止や削除に向け、法務局や県などと協力しながら、プロバイダー\*等への自主規制の要請を図ります。また、発信者が特定できるときは、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努めます。
- ・広く市民に対し、利用者一人一人が人権問題についての正しい理解のもとに、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。

### (2) 学校における情報教育の推進

- ・児童生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任などについて理解させるため、情報モラル教育の充実を図ります。また、子どもたちにかかわるSNS\*の問題点などを認識してもらうため、保護者向けの情報モラルの研修を行うなど、学校と家庭が一体となった情報教育の推進を図ります。

## 11 人権に関する様々な問題

### (1) 刑を終えて出所した人

- ・刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。
- ・刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、その人に対する偏見や差別意識を解消するように、市民への教育・啓発が必要であるとともに、家族、職場、地域社会などの理解や協力に加え、関係機関が連携を図りながら、社会全体で支援していくことが大切です。

### (2) ホームレス等生活困窮者

- ・ホームレスは、やむを得ない事情で路上生活などを余儀なくされ、心身の健康に不調をきたすなど、厳しい生活を送っています。さらに、偏見や差別意識などから、ホームレスに対する暴行事件や嫌がらせ等の被害が発生するなど、社会的な人権問題となっています。
- ・ホームレス以外にも、様々な理由により経済的に困窮している人々が増加しており、自立支援の強化が求められています。
- ・ホームレス等の社会復帰に向けた自立支援の取組や、差別や偏見をなくすための

教育・啓発に努めます。

### (3) 北朝鮮当局による拉致問題等

- ・1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。北朝鮮は、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5人の帰国が実現しましたが、いまだ問題の全面的な解決に至っていません。北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。
- ・平成18年（2006年）6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日～16日）を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めます。

### (4) 人身取引

- ・性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引は、基本的人権を侵害する重大かつ深刻な問題です。人身取引を根絶するためには、市民一人一人が関心と理解を深めていくことが必要です。

### (5) 災害に起因する人権問題

- ・平成23年（2011年）の東日本大震災や、平成28年（2016年）の熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。
- ・大震災以降、長期間の避難生活を送る被災者への差別や、放射能汚染の風評等に基づく差別的取扱いなどの人権問題が発生しています。
- ・被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、災害に起因する人権問題への理解を深めることが必要です。

### (6) 個人情報の保護

- ・本市では、国に先駆けて平成15年（2003年）8月に「伊万里市個人情報保護条例」を施行しました。
- ・平成27年（2015年）10月に「伊万里市特定個人情報保護条例」を施行しました。
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの改正に伴い、平成29年（2017年）5月から、個人情報の定義が明確化されたことや、要配慮個人情報\*が定義されたことから、平成30年（2018年）3月に「伊万里市個人情報保護条例」

などの改正を行いました。

- ・条例に基づき、市が保有する個人情報および特定個人情報\*を適正に取り扱うとともに、自己の個人情報等についての開示、訂正等を求める権利を保障します。

#### (7) その他の人権課題

- ・このほかにも、アイヌの人々の人権問題など、様々な人権課題があります。
- ・私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権にかかわる課題が横たわっており、常に高い人権意識を持つておくことが望まれます。
- ・私たち一人一人が様々な人権問題を自分自身の事として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

## 第4章 | 本市における計画の推進

### 1 推進体制

本市における「伊万里市人権・同和教育・啓発推進計画」を積極的に進めるため、伊万里市推進本部を核とし、総合的な施策の推進を図ります。

また、具体的な施策の推進にあたっては、推進本部の幹事会を通じて本推進計画の主旨及び内容の徹底を図り、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるよう、これまで以上に相互の連携を深めます。

### 2 国、県、他の市町及び関係団体等との連携

この推進計画を効果的に実施するためには、国や県、他の市町との連携を図ることが重要です。このため、国の動きを注視しながら、佐賀県同和対策推進連絡協議会などを通じて、県及び県内の他市町との連携を図り、積極的な取組を行うとともに、財政面での適切な支援などについての要請に努めます。

また、教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけではなく、各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携が必要です。今後は、さらに連携・協力体制を強化しながら、より効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進に努めます。

### 3 評価と見直し

推進本部では、本計画を推進していく過程において、推進の状況と効果等について年度末に評価を行うとともに、その結果を市の広報紙やホームページ\*を通じて市民に公表します。

また、社会状況の変化や必要に応じた見直しを適宜行うことにより、常に新しい人権感覚の涵養を図っていくよう努めます。

## 第5章 | 具体的な施策

### 伊万里市人権・同和教育・啓発推進計画

1	同和問題	58
2	女性に関する問題	59
3	子どもに関する問題	62
4	高齢者に関する問題	64
5	障害のある人に関する問題	65
6	外国人に関する問題	66
7	患者等に関する問題	67
8	犯罪被害者等に関する問題	68
9	性的指向・性自認等に関する問題	68
10	インターネットによる人権侵害	68
11	人権に関する様々な問題	69
12	あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進	69
13	特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進	71
14	効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進	72
15	本市における計画の推進	74

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>1 同和問題*</b>		
<b>(1) 学校教育における人権・同和教育の推進</b>		
	学校教育課	児童生徒の人権・同和教育の充実
	学校教育課	教職員の各種人権・同和教育研修会への参加
	学校教育課	人権総合学習講座等の開設
	学校教育課	生徒の進路相談の実施
<b>(2) 社会教育における人権・同和教育の推進</b>		
	生涯学習課	地区巡回講座、なるほど!ザ・じんけんゼミナール、輝く女性のための心のセミナーの実施
	生涯学習課	小・中学校PTAにおける研修会の開催
<b>(3) 啓発活動の推進</b>		
①市民への啓発	人権・同和対策課	リーフレット*など啓発資料の作成、配付
	人権・同和対策課	同和問題啓発強調月間(8月)に市庁舎等への懸垂幕、のぼり旗の掲示、公用車へのマグネットステッカー*貼付
	人権・同和対策課	同和問題講演会、啓発パネル展の開催支援
	生涯学習課	民生委員・児童委員協議会、老人クラブへの啓発
	生涯学習課	市広報紙、公民館報による啓発(みんなで考えよう人権・同和問題)
	生涯学習課	ケーブルテレビ等のマスメディア*を活用した啓発
	生涯学習課	同和問題啓発強調月間(8月)に同和問題講演会を開催
	生涯学習課	同和問題啓発強調月間(8月)に公民館、生涯学習センターにおけるのぼり旗の掲示、公用車へのマグネットステッカー*の貼付
	生涯学習課	街頭キャンペーンの実施支援 主催イベントでの啓発
市民図書館	同和問題をはじめとする人権に関する書籍の設置による啓発	
②企業等などへの啓発	生涯学習課	伊万里・西松浦地区の企業で構成する「公正採用選考人権啓発推進協議会」活動支援
	生涯学習課	企業トップクラス研修による教育・啓発
	生涯学習課	市内の事業所、団体、施設に指導員を派遣し実施
	生涯学習課	企業職場研修の充実と指導者の育成 伊万里西松浦地区公正採用選考人権啓発推進協議会活動の支援
③えせ同和行為*に関する啓発の充実	人権・同和対策課	市広報紙およびホームページ*への掲載
	生涯学習課	なるほど!ザ・じんけんゼミナールや地区巡回講座等で実施
<b>(4) 隣保館*、同和教育集会所*の事業推進</b>		
	隣 保 館	人権総合学習講座、解放学級の開催



施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	隣保館	文化活動などとおした、住民グループの育成
	隣保館	ワイワイキャンプ事業*や学校間交流事業による地域交流事業の促進
	隣保館	同和問題*に対する理解を深めるための活動の推進
	同和教育集会所	市民を対象とした学習会の開催
	同和教育集会所	料理教室、粘土教室等の実施による地域交流の促進
	同和教育集会所	同和問題*に対する理解を深めるための活動促進
<b>(5) 相談体制の充実</b>		
	隣保館	住民の各種相談（健康相談・年金相談・悩み事相談など）
	同和教育集会所	住民の各種相談（健康相談・年金相談・悩み事相談など）
<b>(6) 現状を把握するための調査の取組</b>		
	生涯学習課	市民意識調査の定期的実施（1回／5年）
	人権・同和対策課	国・県が行う実態調査への協力
<b>(7) その他</b>		
	人権・同和対策課	部落差別撤廃・人権擁護審議会の開催および先進地視察（隔年）の実施
	道路河川課	側溝蓋及び路面の傷の補修、法面の草刈り、ガードパイプ設置及び局部改修
<b>2 女性に関する問題</b>		
<b>(1) 男女平等意識の醸成</b>		
①社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進	企画政策課	市広報紙による啓発
	企画政策課	「プラザだより」や啓発冊子などによる意識の改革促進
	企画政策課	市のホームページ*に男女協働参画基本計画、条例等を掲載
	企画政策課	講演会やフォーラム等の開催
	企画政策課	男女の性にとどまらず、人権が尊重されるよう、偏見や差別の是正について、各種団体への要請
	企画政策課	一般家庭への性による固定的意識の解消に向けての啓発
	学校教育課	幼稚園や小・中学校での学級活動の時間や日常生活指導の中での性による固定的意識の解消に向けての啓発活動の実施
	生涯学習課	市広報紙による啓発
	生涯学習課	同和問題講演会の開催
②男女平等の意識を育む教育の推進	総務課	市職員に対する男女平等意識の醸成のための啓発の推進、市職員のセクシャル・ハラスメント*に対する苦情相談窓口、相談員の設置
	企画政策課	セクシュアル・ハラスメント*、女性への暴力、性犯罪など、女性に対する人権侵害の実態把握と相談業務の充実

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	企画政策課	男女協働参画の視点を取り入れた学習会や講演会などの開催による正しい人権意識の啓発
	企画政策課	男女平等の意識を育む各種セミナー、学習会等の開催
	企画政策課	出前講座や啓発冊子・チラシ等による男女協働参画意識の啓発
	健康づくり課	育児等への男性の積極的な参加促進のため、妊婦わくわくクラブや思春期における保健福祉体験学習事業の実施
	子育て支援課	男性の育児参加のための事業の実施
	子育て支援課	保育園での男女平等教育・学習の推進
	学校教育課	幼稚園や小・中学校での学級活動の時間や日常生活指導の中で男女平等教育・学習の推進
	学校教育課	学習指導要領にのっとった男女混合名簿の普及促進、技術・家庭科や体育科における男女混合授業の実施
	学校教育課	男女別役割分業の意識にとらわれない進路指導（進路指導主事研修会の実施）
	学校教育課	校長研修会、教頭研修会、教務主任研修会における男女平等研修の推進
	学校教育課	人権週間の取組等を学校、学級だよりに掲載
	生涯学習課	家庭教育学級の開設
	生涯学習課	男女平等の意識を育む各種セミナー、学習会等の開催
	生涯学習課	ジェンダー*に視点をおいた学習会や講演会の開催による正しい人権意識の啓発
<b>(2)「男女協働参画社会」を形成するための環境の推進</b>		
①男女協働参画意識の醸成	総務課	市職員の職域の拡大
	企画政策課	伊万里市男女協働参画推進会議の開催
	企画政策課	男女協働参画懇話会「いまりプラザ」の開催
	企画政策課	各種審議会・委員会等への女性委員の選任率40%を目指す
	企画政策課	民間企業等への職域の拡大や管理職、女性委員等の積極的な登用についての要請と啓発活動の推進
	企画政策課	男女協働参画懇話会やいまり女性ネットワーク、その他市民団体との連携による「男女協働参画社会」の形成に向けた取り組みの推進
	企画政策課	男女協働参画懇話会「いまりプラザ」等の施策への提案・提言
	企画政策課	「伊万里市男女協働参画基本計画」の進行チェック
	企画政策課	「伊万里市男女協働参画推進会議」の効果的運営
	企画政策課	女性自身の積極性を高めるための啓発の実施
	企画政策課	「いまり女性ネットワーク」の充実と活用

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	企画政策課	地域団体のリーダーの育成とネットワークの推進
	企画政策課	男女協働参画に関する調査研究及び情報の提供
	企画政策課	男女協働参画に関する市民意識調査の定期的実施(1回/5年)
	企業誘致・商工振興課	21世紀職業財団等との連携 国、県と連携した広報活動
	生涯学習課	公民館運営審議会等への女性の参画
	生涯学習課	女性の活動拠点としての「公民館、生涯学習センター」の機能充実
②健康支援の充実	企画政策課	女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する意識啓発
	健康づくり課	特定健診・がん検診等の実施
	健康づくり課	健康づくり推進連絡協議会・健康づくり推進部会の開催
	健康づくり課	健康相談会や各種健康教室の積極的な参加呼びかけ
	健康づくり課	妊婦健康診査及び訪問指導の実施
	健康づくり課	健康づくり普及推進員、母子保健推進員の活動支援
	学校教育課	学校、家庭、地域社会と連携した幼児期からの性教育の推進計画の策定、実施
体育保健課	ママさんバレーボール大会、さわやかスポレク祭等の開催支援	
③男女が共に働きやすい環境の推進	企業誘致・商工振興課	21世紀職業財団等との連携 国、県と連携した広報活動
	農業振興課	女性の地位向上に関する研修会の周知及び参加促進
	農業委員会	認定農業者など専業農家への家族経営協定*の普及推進
	農業委員会	女性農業従事者の農業年金制度周知及び加入促進
	子育て支援課	病児後保育の実施
	子育て支援課	延長保育の実施
	教育総務課	小学生を対象とした留守家庭児童クラブ*の運営充実
	生涯学習課	女性が参加できる研修時期・時間帯・研修内容の改善
	生涯学習課	社会教育団体の育成・支援
	生涯学習課	企業トップクラス研修、伊万里西松浦地区公正採用選考人権啓発推進員*研修会の実施
<b>(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶</b>		
①男女間の暴力を防ぐための教育・啓発の推進	企画政策課	チラシ等の配布と出前講座の開催
②相談体制と支援の充実	企画政策課	市広報紙掲載やリーフレット*設置等による女性相談の周知
<b>(4) その他</b>		
	企画政策課	関係法令、国、県の施策に準じた施策の推進

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>3 子どもに関する問題</b>		
<b>(1) 子育て支援の充実</b>		
	健康づくり課	妊産婦・乳幼児相談、電話相談の実施
	健康づくり課	妊婦わくわくクラブ事業の実施
	健康づくり課	乳幼児健診の実施と健診未受診者や要指導者への訪問指導の充実
	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の推進 H27-31(第1期) H32-36(第2期)
	子育て支援課	子育て支援センター*事業の実施
	子育て支援課	子どもの発達段階に応じた保育の充実
	子育て支援課	児童センター*でのクラブ活動の実施 隣保館*との共催による野外活動の実施
	子育て支援課	男性の育児参加のための事業の実施
	子育て支援課	障害児保育の実施
	生涯学習課	家庭教育学級の開設
<b>(2) 啓発活動の推進</b>		
	子育て支援課	様々な方法での子どもの権利等に関する情報の周知
	生涯学習課	子どもの権利条約*の周知
	生涯学習課	市広報紙、ケーブルテレビ、新聞等の広告媒体を活用した啓発
<b>(3) 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発</b>		
	学校教育課	校内研修会や文書回覧
	学校教育課	学級活動の時間に実施 (子どもの権利条約*の学習)
	学校教育課	PTA*総会や授業参観等の場での啓発学習
	生涯学習課	公民館活動等での啓発
<b>(4) いじめ問題などへの取組</b>		
	人権・同和对策課	「いじめなし都市宣言」の趣旨の周知
	学校教育課	「いのちの教育」やふれあい道德の公開授業
	学校教育課	いじめの実態把握のため、年2回の児童生徒、保護者へのアンケート調査の実施
	学校教育課	他人を思いやる「心の教育」の推進(教育相談研修会)
	学校教育課	すべての教育活動の中で一人一人の児童・生徒を大切に した教育活動の展開 学校適応指導教室の開設
	学校教育課	スクールカウンセラー*配置事業実施
	生涯学習課	他人を思いやる「心の教育」の推進
	生涯学習課	「いじめなし都市宣言」の趣旨の周知

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	生涯学習課	家庭や地域社会、関係機関との連携による子どもの相談・指導
<b>(5) 児童虐待*防止への取組</b>		
	子育て支援課	市広報紙、ケーブルテレビ等による啓発
	子育て支援課	関係機関との連携による、早期発見と通報網整備、保護対策の構築
	学校教育課	幼児・児童虐待*防止等について会合や便りで啓発
<b>(6) 健全育成に向けての取組</b>		
	子育て支援課	異世代、異年齢との交流の場の提供
	生涯学習課	定期巡回パトロールの実施 「こども見守り隊」の結成と活動支援
	生涯学習課	伊万里サマーキャンプ、チャレンジキャンプの実施
	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業の実施
	生涯学習課	青少年問題協議会、青少年育成市民会議、町民会議、子ども会連合会との連携強化
	生涯学習課	青少年健全育成指導者の研修・育成
	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業の展開
	教育総務課	留守家庭児童クラブ*の運営充実
<b>(7) 児童の性的被害の防止及び健康被害の防止</b>		
	環境課	光化学オキシダントによる健康被害の未然防止のため注意報等発令時における学校や保育園等の施設を通じた連絡体制の整備
	健康づくり課	思春期における保健福祉体験学習事業の実施
	学校教育課	保健の時間、学級活動の時間を中心に思春期の児童・生徒を対象に、エイズ*をはじめ性行為感染症の予防等に関する保健教育の実施
	学校教育課	保健の時間、学級活動の時間を中心に発達段階に即した、性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳や母性の社会的機能としての重要性を認識させるための教育の実施
	生涯学習課	子ども、保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識の普及
<b>(8) 相談・支援体制の充実</b>		
	健康づくり課	子育て世代包括支援センター事業の実施
	健康づくり課	子どもや家庭に関する各種相談機関との連携強化
	子育て支援課	子育て支援センター*事業の実施
	子育て支援課	児童虐待*防止に対する取組み
	学校教育課	スクールカウンセラー*の配置
	学校教育課	伊万里市いじめ対策等緊急カウンセラー事業の実施
	生涯学習課	子どもや家庭に関する各種相談機関との連携強化

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	生涯学習課	青少年相談室の機能充実
	生涯学習課	青少年センターに相談員配置
<b>4 高齢者に関する問題</b>		
<b>(1) 市民意識の高揚</b>		
	長寿社会課	伊万里市老人福祉大会の開催
	長寿社会課	敬老会の開催委託事業の実施
	生涯学習課	地区巡回講座等での高齢者問題の啓発
<b>(2) 学校における福祉教育の推進</b>		
	学校教育課	総合的な学習の時間に、介護・福祉体験活動を実施
	学校教育課	総合的な学習の時間や集会活動等で高齢者の豊かな知識を生かした学習の実施
	学校教育課	総合的な学習の時間や集会活動等で在宅福祉サービス等の体験活動を通じた福祉教育の実施
	学校教育課	総合的な学習の時間や集会活動等で福祉施設などの訪問、学校行事への高齢者の招待などの交流事業の実施
	学校教育課	総合的な学習の時間や集会活動等で教育講演会等を通じた福祉教育の実施
<b>(3) 高齢者への虐待防止の取組</b>		
	長寿社会課	普及啓発チラシ等の配布
	長寿社会課	早期発見と解決のため包括支援センター等関係機関の連携
	長寿社会課	地域包括支援センターにおける総合相談支援業務
<b>(4) 介護サービスの充実</b>		
	長寿社会課	伊万里市介護保険運営会議による適正な介護保険制度の進捗管理
	長寿社会課	サービス事業者の指導
	長寿社会課	在宅高齢者住宅改修に対する支援
	長寿社会課	居宅介護サービスや地域密着型サービス事業の実施
<b>(5) 生活支援体制の充実</b>		
	都市政策課	市営住宅建替事業による高齢者用住戸の確保検討
	環境課	光化学オキシダントによる健康被害の未然防止のため、注意報等発令時における老人福祉施設を通じた連絡体制の整備
	長寿社会課	「高齢者向けサービスの手引き(情報誌)」の作成
	長寿社会課	緊急通報システム*運用事業の実施
<b>(6) 高齢者の活動支援・生きがいづくりの推進</b>		
①介護予防のための取組	長寿社会課	伊万里市高齢者福祉計画に沿った高齢者保健福祉施策の総合的、効果的な推進
	健康づくり課	健康診査、健康教育、健康相談の実施

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
②生きがいづくり事業の推進	長寿社会課	市老人クラブ連合会及び単位老人クラブ活動補助の実施
	長寿社会課	公共老人施設管理運営事業の実施
	生涯学習課	高齢者団体の支援・育成
	生涯学習課	高齢者教室等の開設
	体育保健課	市民ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、さわやかスポレク祭の実施 ニュースポーツ等の指導
③社会活動への参加促進	長寿社会課	シルバー人材センター支援事業
<b>5 障害のある人に関する問題</b>		
<b>(1) 社会参加の促進</b>		
①啓発活動の推進	福祉課	ふれあい文化祭の開催や広報等を通じた障害のある方に対する理解の促進
	福祉課	点字広報作成、手話講習会の実施
	生涯学習課	市広報紙による障害者に対する理解と障害者優先の意識の醸成
②療育の充実、特別支援教育の推進	福祉課	放課後等デイサービス*の支援
	福祉課	こどもハートフルセンターひまわり園での療育訓練等の実施
	福祉課	障害児保育事業による障害の種類や状況に応じた障害児保育の受け入れ
	福祉課	こどもハートフルセンターひまわり園での心身障害児に対する就学相談
	学校教育課	特別支援教育による心身に障害がある児童生徒の社会的自立能力の向上
	学校教育課	心身障害児就学指導の実施
	生涯学習課	文化活動への支援
	体育保健課	スポーツ・レクリエーション活動への支援
	市民図書館	点字図書・大活字本・朗読CD等の充実 (視覚障害及び視覚弱者に対応した資料の購入)
③雇用・就労の促進	企業誘致・商工振興課	国、県と連携した広報活動
	福祉課	関係機関との連携による雇用の促進
<b>(2) 保健・医療の充実</b>		
	健康づくり課	健康診査・健康教育・健康相談の実施
	健康づくり課	訪問指導、妊産婦・乳幼児相談実施による健診未受診者対策
<b>(3) 日常生活における支援</b>		
	長寿社会課	緊急通報システム*運用事業の実施
	福祉課	障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	福祉課	重度心身障害者タクシー料金助成事業、重度心身障害者医療費助成事業、障害者（児）日常生活用具給付事業、身体障害者（児）補装具給付事業の実施
	福祉課	各種施設への入所に伴う給付費の支給
	福祉課	就労継続支援施設の運営支援
<b>(4) 生活環境の整備</b>		
	総務課	音の出る信号機の設置促進
	道路河川課	都市計画事業における段差解消やスロープ*施設などの整備促進
	道路河川課	道路改良時の歩道の改修実施
	道路河川課	道路改良時の歩道部電柱の移転による歩道空間の改善
	道路河川課	歩行空間の改善（都市計画道路）
	道路河川課	歩行空間の改善（市道）
	道路河川課	所管施設に点字ブロック設置（都市計画道路）
	道路河川課	所管施設に点字ブロック設置（市道）
	都市政策課	市営住宅建替事業による障害者用住戸の確保検討
	環境課	全ての種類のごみ袋で目の不自由な人に配慮したごみ袋の作製実施
	環境課	独居高齢者世帯・障害者世帯の粗大ごみ回収支援の要望に対応
	福祉課	施設管理者による点検と実施検討
	福祉課	身体障害者自動車改造助成事業の実施
	福祉課	「伊万里市公共施設ユニバーサルデザインマニュアル」に沿った公共施設の整備
	福祉課	福祉課窓口への手話通訳専門員の配置
	教育施設課	教育施設におけるバリアフリー*化
	関係各課	車椅子・障害者用駐車場、トイレ等の設置推進
<b>(5) その他</b>		
	福祉課	伊万里市障害者計画策定委員会等の設置
<b>6 外国人に関する問題</b>		
<b>(1) 国際理解の醸成</b>		
	まちづくり課	総合学習への講師の派遣 「国際交流ひろば」及び「多文化交流事業」の開催支援
	まちづくり課	県との協力により、国際理解の促進を図る
	生涯学習課	なるほど！ザ・じんけんゼミナール等での外国人問題の啓発
	生涯学習課	国際交流に関する講演会等の開催促進、支援



施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>(2) 国際色豊かな人材の育成</b>		
	まちづくり課	(伊万里市国際交流協会主催) 初級韓国語・中国語教室の開設
	学校教育課	ALT*の小・中学校への派遣
<b>(3) 外国人児童生徒に対する支援</b>		
	学校教育課	外国人等児童生徒の生活支援
<b>(4) 情報出版サービスの充実</b>		
	まちづくり課	市内の主要施設や観光についての情報の提供
	まちづくり課	市広報紙や市国際交流協会機関紙等への大連市関係情報の掲載(公務研修生等)
	まちづくり課	外国人に対する申請書等の記載案内の作成
	観光戦略課	観光案内板(英語併記)、観光パンフレット(英語併記等)の作成
<b>(5) 民間交流の促進と支援</b>		
	まちづくり課	伊万里市国際交流協会助成事業の実施
	企業誘致・商工振興課	外国人労働者の受入企業等への支援等
<b>(6) 民間ボランティアとの協働</b>		
	まちづくり課	通訳など国際交流ボランティアの登録
<b>(7) その他</b>		
	まちづくり課	佐賀県国際協会が開設した多言語コールセンター(17言語)の積極的な活用
	まちづくり課	「国際交流ひろば」事業の実施(H13～)
	まちづくり課	大連市公務研修生の受入
	学校教育課	各種交流事業への参加促進
<b>7 患者等に関する問題</b>		
<b>(1) HIV感染者*等</b>		
①保健福祉事務所など関係機関との連携	健康づくり課	保健福祉事務所と協力してエイズ予防パネルの展示などの啓発活動を実施
	健康づくり課	エイズ相談事業の周知徹底を図る
②学校教育におけるエイズ教育(思春期体験学習)などの推進	健康づくり課	思春期における保健福祉体験学習事業の実施
	学校教育課	中学校の保健の授業でエイズ教育(思春期体験学習)等実施
③地域社会や職場などへの啓発	人権・同和対策課	HIV感染者*等に対する偏見や差別解消のための啓発
	健康づくり課	市広報紙や健康講座等による啓発
	健康づくり課	ポスターやチラシによる啓発
	生涯学習課	公民館事業での取り組み

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	生涯学習課	なるほど!ザ・じんけんゼミナール等でのHIV、ハンセン病*の啓発
	生涯学習課	市広報紙による啓発
④予防接種、健診等の受診率の向上	健康づくり課	各種健診や予防接種、健康相談、健康教室等の実施
<b>(2) ハンセン病*患者等</b>		
	人権・同和対策課	ハンセン病*患者等に対する偏見や差別解消のための啓発
<b>(3) その他</b>		
	健康づくり課	結核検診の実施、市広報紙やチラシによるPR等の実施
	健康づくり課	保健福祉事務所より市(健康づくり課)へ状況報告の実施
	健康づくり課	SARS対策緊急時連絡体制、その他感染症緊急連絡体制整備
<b>8 犯罪被害者等に関する問題</b>		
<b>(1) 啓発活動の推進</b>		
	人権・同和対策課	ホームページ*や市広報紙等による啓発
	生涯学習課	各種講座等を活用した啓発活動の推進
<b>(2) 相談・支援体制の充実</b>		
	人権・同和対策課	相談業務及び支援体制の整備(見舞金の支給)
	人権・同和対策課	関係機関との連携及び支援の引継
<b>(3) 再被害防止及び重大な犯罪の未然防止措置</b>		
	総務課	再被害防止措置のための警察、市内防犯組織との連携
	総務課	重大犯罪の未然防止措置のための警察、市内防犯組織との連携
<b>9 性的指向・性自認*等に関する問題</b>		
<b>(1) 教育・啓発の推進</b>		
	人権・同和対策課	性的指向・性自認*等に関する正しい認識の啓発
<b>(2) 相談体制の充実</b>		
	企画政策課	関係機関・団体との連携と相談窓口の周知・啓発
<b>(3) その他</b>		
	人権・同和対策課	申請書類の様式等の性別記載欄の記載方法の見直し
<b>10 インターネットによる人権侵害</b>		
<b>(1) 啓発活動の推進</b>		
	人権・同和対策課	取締法の周知、情報モラルの啓発
<b>(2) 学校における情報教育の推進</b>		
	学校教育課	コンピュータ学習での情報モラルの教育

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>(3) その他</b>		
	人権・同和対策課	差別事象のモニタリングの実施
<b>11 人権に関する様々な問題</b>		
<b>(1) 刑を終えて出所した人</b>		
	人権・同和対策課	法務局や保護司会との連携
	福祉課	法務局や保護司との連携、「社会を明るくする運動」等の取組の推進、支援
	生涯学習課	更生保護団体との連携 地区巡回講座、なるほど！ザ・じんけんゼミナール等で実態の啓発
	生涯学習課	法務局や保護司との連携、「社会を明るくする運動」等の取組の推進、支援
	生涯学習課	地区巡回講座、なるほど！ザ・じんけんゼミナール、輝く女性のための心のセミナーの実施
<b>(2) ホームレス等生活困窮者</b>		
	人権・同和対策課	ホームレスに対する偏見や差別解消のための啓発
<b>(3) 北朝鮮当局による拉致問題等</b>		
	人権・同和対策課	拉致問題についての啓発
<b>(4) 人身取引</b>		
	人権・同和対策課	人身取引についての啓発
<b>(5) 災害に起因する人権問題</b>		
	人権・同和対策課	災害に起因する偏見や差別解消のための啓発
<b>(6) 個人情報の保護</b>		
	情報広報課	個人情報保護制度の適正な運用
<b>(7) その他の人権課題</b>		
	生涯学習課	地区巡回講座、なるほど！ザ・じんけんゼミナール等で実態の啓発
<b>12 あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進</b>		
<b>(1) 就学前教育機関等における人権・同和教育の推進</b>		
①集団活動の機会の確保	子育て支援課	地域との交流活動の実施
	学校教育課	小学校を中心とした幼保小連携により推進
	生涯学習課	幼稚園・保育園における研修会の実施
	市民図書館	お話し会（毎週土曜日）の実施
②基本的な生活習慣などが身につく教育	子育て支援課	保育園等における保育の実施
	学校教育課	小学校を中心とした幼保小連携により推進
③指導的立場への人権・同和教育の充実	子育て支援課	人権・同和问题研修の実施
	学校教育課	人権・同和教育研究の推進

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>(2) 学校教育における人権・同和教育の推進</b>		
①全教育活動を通じた人権・同和教育の推進	学校教育課	人権・同和教育研究の実施
	学校教育課	グループエンカウンター*の実施
	学校教育課	読本等の教材活用による授業の展開
	学校教育課	人権週間の取組に限らず、年間を通して実施
	学校教育課	初等教育における全教科、全領域における人権・同和教育の充実
	学校教育課	中等教育における全教科、全領域における人権・同和教育の充実
②同和教育などの成果を生かした人権・同和教育の推進	学校教育課	講習会・夏季講座等の研修会
	学校教育課	人権・同和教育研究の実施
③教職員の研修の充実	学校教育課	人権・同和教育研究の実施
④保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校*との連携	学校教育課	特別支援学校*との交流学习
	学校教育課	人権・同和教育研究校の推進
	学校教育課	小学校を中心とした幼保小連携による人権教育の推進
⑤学校、家庭、地域社会との連携	子育て支援課	児童センター*活動の実施
	学校教育課	人権・同和教育研修会等による啓発
	学校教育課	校内PTA*、人権・同和教育研修会の実施
	生涯学習課	地区巡回講座、なるほど！ザ・じんけんゼミナール、輝く女性のための心のセミナーなどの実施
<b>(3) 社会教育における人権・同和教育と啓発活動の推進</b>		
①推進体制の拡充	まちづくり課	出前講座事業の推進
	人権・同和対策課	人権擁護委員*の活動充実助成
	健康づくり課	妊娠や育児等に関する教室の開催
	生涯学習課	人権・同和教育指導員の人選
	生涯学習課	地区巡回講座の実施
	生涯学習課	国、県主催の研修会、講習会参加による社会教育指導員資質の向上
	生涯学習課	公民館主催事業等をとおした学習情報の提供
	生涯学習課	職場における人権・同和问题研修の支援
	生涯学習課	異学年間の交流や、自然の中での共同生活体験による研修実施
②地域における人権・同和教育と啓発活動の推進	生涯学習課	地区巡回講座等における各種資料、パンフレット等の配付により啓発や情報の提供を図る
	生涯学習課	人権・同和教育推進協議会、人権・同和教育地域推進員の育成
	生涯学習課	学校、各種関係機関、団体及び地域推進員と連携した啓発活動の推進

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	生涯学習課	地区巡回講座の充実による啓発促進
③地域における指導者の育成	生涯学習課	なるほど！ザ・じんけんゼミナールの開設 先進地視察
	生涯学習課	輝く女性のための心のセミナーの開設
④社会教育関係団体における人権・同和教育と啓発活動の推進	生涯学習課	小中学校連合PTA、文化連盟など社会教育関係団体における自主的な学習活動を奨励・支援し人権教育の充実を図る
	生涯学習課	各種イベント、講演会開催をととした学習機会の提供
⑤人権問題に関する市民意識調査の実施	生涯学習課	5年毎に実施
⑥その他	人権・同和対策課	市広報紙や公民館報による人権週間の周知徹底
	人権・同和対策課	啓発用のぼり旗・マグネットステッカー*等の作成
	人権・同和対策課	同和问题啓発パネル展、人権問題啓発街頭キャンペーンの実施
	人権・同和対策課	「伊万里市人権教育・啓発基本方針」の策定
	生涯学習課	市広報紙への同和问题講演会の掲載
	生涯学習課	CATV等マスメディア*を活用した啓発
	生涯学習課	市のホームページ*を活用した情報提供
	生涯学習課	運動体からの講師招へい
	生涯学習課	市・県保有の啓発用映画、ビデオ等の提供
	生涯学習課	同和问题講演会の開催
	生涯学習課	人権週間における児童生徒の人権作品展を開催
	生涯学習課	同和问题啓発パネル展、人権問題啓発街頭キャンペーンの実施
	生涯学習課	人権宣言の意義の積極的な広報と多元的な情報の提供
<b>(4) 企業における人権・同和教育と啓発活動の推進</b>		
①公正採用選考の確立に向けた取組	生涯学習課	公正採用選考人権啓発推進員*との連携による研修の充実
②職場における人権課題の解決に向けた取組	生涯学習課	事業主への啓発・研修の取組の働きかけ
	生涯学習課	研修会への講師の派遣など指導・支援
<b>(5) 人権・同和教育関係者の連携強化</b>		
	人権・同和対策課	人権の花運動の実施
	生涯学習課	佐賀県人権・同和教育研究協議会との連携強化
<b>13 特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進</b>		
<b>(1) 市職員等</b>		
	総務課	新採・初級職員研修、中堅職員研修、幹部職員研修などの機会をとらえて人権・同和问题研修の実施 その他、同和问题講演会や各種研修会に職員を派遣

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
<b>(2) 教職員等</b>		
	学校教育課	人権・同和教育研究の実施
	学校教育課	人権・同和教育研究校への同和教育担当者の配置
	学校教育課	小学校2校、中学校1校への児童・生徒支援教員*の配置
<b>(3) 社会教育関係者</b>		
	生涯学習課	社会教育関係者の職務に応じた人権感覚を養うための研修の実施
<b>(4) 福祉関係者</b>		
	長寿社会課	福祉関係従事者の各種人権関係研修への参加促進
	長寿社会課	委員や施設職員に対する委嘱・採用時の研修
	生涯学習課	研修会への講師の派遣など指導・支援
<b>(5) 医療・保健関係者</b>		
	健康づくり課	医療・保健関係者の各種人権研修への参加促進
	生涯学習課	研修会への講師の派遣など指導・支援
<b>14 効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進</b>		
<b>(1) 人材の育成と活用</b>		
<b>①指導者の育成</b>		
	企画政策課	男女協働参画に関する研修会や講習会等への積極的な参加の促進
	人権・同和対策課	女性、子ども、高齢者、障害者などの問題に関する市内外の研修会・講習会等への積極的な参加促進
	生涯学習課	社会教育指導員等の資質の向上
	生涯学習課	女性、子ども、高齢者、障害者などの問題に関する市内外の研修会・講習会等への積極的な参加促進
	生涯学習課	地域・職場における教育・啓発の指導・支援
	生涯学習課	なるほど!ザ・じんけんゼミナール、輝く女性のための心のセミナーの開催
<b>②人材の活用</b>		
	生涯学習課	人権・同和教育地域推進員の地域巡回講座への参加促進
<b>(2) 情報提供の充実・強化</b>		
	人権・同和対策課	市広報紙、チラシ、パンフレット、ポスターなど印刷物による啓発やマスメディア*やSNS*等を活用した啓発
	生涯学習課	テレビ、映画、ビデオなど、その目的に応じて媒体を活用した効果的な啓発の促進
	生涯学習課	市のホームページ*で啓発
	生涯学習課	市広報紙、パンフレット、チラシ、ポスター、イラスト、漫画、詩など、特性を活かした新しい啓発手法の開発
<b>(3) 参加しやすい人権啓発イベントの開催</b>		
	人権・同和対策課	ハートフルフォーラムの開催
	生涯学習課	同和问题講演会の開催

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	生涯学習課	詩の朗読、資料展示、アトラクション等の導入
<b>(4) 教材・学習プログラムの開発</b>		
	学校教育課	学校保管の資料集活用（道徳の時間等）
	学校教育課	実践事例集の作成
	学校教育課	6年担任と中学校社会科担当の研修会で検討（発達段階に応じた指導資料の開発、指導方法の改善）
	学校教育課	6年担任と中学校社会科担当の研修会で検討（参加体験型*の学習教材の制作、及び情報の提供）
	学校教育課	各学校の人権同和教育担当を中心に児童生徒の発達段階に応じた人権に関する教育計画の作成、実施
	学校教育課	各学校の人権同和教育担当を中心に「差別をしない、負けない、許さない」態度が身につくような教育内容の計画実施
	学校教育課	各学校の人権同和担当を中心に参加・体験型等による効果的な学習計画実施
	生涯学習課	県所有の資料活用
	生涯学習課	新しいパンフレット等の作成
	生涯学習課	市民のニーズに応じた教材の開発
	生涯学習課	参加体験型*の学習教材の制作、及び情報の提供
	生涯学習課	公民館等における体験学習事業の展開
	生涯学習課	人権教育を進める組織・団体との連携による効果的な学習プログラムの開発
	生涯学習課	企業・職場内教育・研修における職務や職階に応じた体系的な学習プログラムの整備・充実
<b>(5) 啓発団体等との連携</b>		
	人権・同和対策課	様々な啓発団体や社会教育関係団体との連携促進
	生涯学習課	人権・同和教育推進協議会等の啓発団体や社会教育関係団体との連携促進
	生涯学習課	企業や民間の各種団体等への人権教育・啓発の呼びかけ
	生涯学習課	適切な助言や情報の提供
	生涯学習課	区長会、子ども会等との連携
<b>(6) 子どもの目線を基調とした人権・同和教育と啓発活動の推進</b>		
	人権・同和対策課	「全国中学生人権作文コンテスト」の実施への協力
	生涯学習課	人権週間における児童生徒の人権作品展を開催
<b>(7) 相談・支援体制の充実</b>		
①専門的な相談機関との連携	情報広報課	市民相談業務における連携強化
	情報広報課	市民相談業務の実施
	福祉課	民生委員・児童委員*、家庭児童相談室等との連携

施策の内容	担当課	具体的実施業務・事業名等
	人権・同和対策課	人権擁護委員*の活動、人権相談事業の充実
	人権・同和対策課	人権擁護委員*との連携、人権週間キャンペーンの実施 人権相談業務の周知
	人権・同和対策課	人権擁護委員*による相談日の設置と市民への周知
	人権・同和対策課	法務局等との連携による人権相談業務(常設)、特設人権相談所開設支援
②相談機関のネットワークづくり	情報広報課	市民相談業務の充実と各機関との連携
	人権・同和対策課	相談窓口担当課との連携強化および相談員等の研修参加促進
③アウトリーチ*の取組	隣保館	一人暮らしの高齢者を対象とした個別訪問による日常生活や地域の相談・支援体制の充実
④その他	情報広報課	弁護士、人権擁護委員*と連携した人権相談業務についての市民への周知
	情報広報課	相談業務紹介パンフレットの配置 市広報紙、ケーブルテレビ等を用いた事業の周知
	人権・同和対策課	市広報紙、ホームページ*等による周知
	福祉課	自殺対策基本計画に沿った事業の実施
	福祉課	人権問題に関する研修会への参加
<b>15 本市における計画の推進</b>		
<b>(1) 推進体制</b>		
	人権・同和対策課	推進本部を核とした各部署間の連携
	人権・同和対策課	推進計画の趣旨及び内容の徹底
	人権・同和対策課	ワーキング部会の機能充実
<b>(2) 国・県・他の市町及び関係団体等との連携</b>		
	人権・同和対策課	佐賀県同和対策推進連絡協議会との連携
	人権・同和対策課	各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携
	生涯学習課	各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携
<b>(3) 評価と見直し</b>		
	人権・同和対策課	状況と効果について年度末評価と公表
	人権・同和対策課	社会状況の変化や必要に応じた見直し



## 付 属 資 料

1	用語の解説	1
2	人権にかかわる年表	13
3	関係法令	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	23
	伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	25
4	伊万里市人権教育・啓発推進本部設置要綱	27
5	伊万里市人権教育・啓発推進計画機構図	31
6	伊万里市人権教育・啓発懇話会設置要綱	32
7	伊万里市人権教育・啓発懇話会委員名簿	33



## 用語の解説

## 【あ】

## アウトリーチ

英語で手を伸ばすことを意味し、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出ることができない人に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

## あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

昭和40年（1965年）12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。わが国は、平成7年（1995年）12月に締結している。

## 伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、人権尊重を基調とする差別のない明るい伊万里市の実現を目的として、平成7年（1995年）9月27日制定された。市と市民の責務、施策の推進、教育・啓発活動、推進体制の充実、審議会の設置に関する事項を定めている。

## インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な機能等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が

提供されること等が必要とされている。平成18年（2006年）に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された。

## インフォームド・コンセント

患者が、医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得のうえ同意すること。

## エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群。

## HIV感染者

ウイルスHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人。

## ALT（外国語指導助手）

Assistant Language Teacherの略で、日本人教師の外国語授業の補助を行う者。本市では小中学校において英語指導を行っている。

## SNS

## （ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

## えせ同和行為

同和問題の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のない

ことを要求する行為をいい、同和関係者のイメージや同和問題の正しい認識を損ねて、問題解決の大きな阻害要因になっている。

### エンパワーメント

力をつけること。女性が政治、経済、家庭などあらゆる分野で、自分たちのことは自分で決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする事。特に、女性にとって経済的な自立と、意思決定の場への参画が課題となっている。

### O-157 (腸管出血性大腸菌)

病原性を有する大腸菌の一種。下痢、血便等赤痢と同じような病状を呈して、病気が重く、生命が危うくなることがある経口感染症。

#### 【か】

### 家族経営協定

家族で農業を営んでいる場合、一人一人の役割と責任を明確化し、報酬や労働時間、役割分担などについて文書で取り決めること。

### 基本的人権の尊重

人権は、すべての人間が生まれながらに享有する永久不可侵の権利にほかならない。また、すべての人間に普遍的に保障された権利であり、人間が生まれながらに享有する、人間固有の自己以外のいかなるものからも侵されることのない不可侵の権利である。そして、現在のみならず将来の国民にも等しく与えられた永久の権利である。

### 教育基本法

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である。教育に関する様々な法令の運

用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」「教育憲章」といわれることもある。平成18年(2006年)12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の全部を改正したものである。

### 共生社会

人類が直面する様々な危機を克服していくためには、一人一人が個性を大切にしながら、多様性や他者を認め尊重し、共に生きることが大切。広義に解すると、宇宙・地球上の万物すべてが助け合い、支えあって生きていくこと。

### 緊急通報システム

家庭内で急病や事故等により緊急な救護が必要になった時に、自力では助けを求めることが難しいと想定される一人暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、日常生活の安全を確保し、精神的な不安を解消する。市が委託している警備会社が、24時間体制で利用者からの緊急通報に対応し、状況に応じて、救急車の出動要請等を行う。

### グループエンカウンター

カウンセリングの一形態で、参加者がお互いに本音を出し合うことにより、互いの理解を深め、また自分自身も受容していくことをねらいとする方法。

### グループホーム

身体障害や知的障害、精神障害がある人を対象に、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行う共同生活住居。

### 公正採用選考人権啓発推進員

企業が人権問題を正しく認識し、応募者の就職の機会均等を確保するため適

正な採用選考システムの確立などに中心的な役割を果たす担当者。労働省職業安定局長通達に基づき、一定規模以上（佐賀県の基準は30人以上）の事業所に設置が求められている。

### 高齢社会

国連では、65歳以上の人口比率が7%以上の場合に、「高齢化した社会」と分類している。「高齢化社会」が高齢化しつつある社会であるのに対し、「高齢社会」は高齢化が進行して高齢化率が14%以上に達し、それが持続する社会を指す。

### 国際人権規約

「①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「②市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」の3つの条約の総称。わが国は、①及び②の規約について、昭和54年（1979年）6月に締結している。

### 国際年

地域社会がかかえる大きな問題について、国連がそれぞれの地域で行動を起こすことを目的として設けたもの。国連がめざす平和や経済的・社会的発展、人権の推進などの理念に沿うもので、国連総会で決まり、指定された年は各国政府が官民合同の国内委員会を設立し、行動計画を作成する。

### 子育て支援センター

核家族化の進行、出生率の低下等への対応として、地域全体で子育てを支援するため、専門の指導員を配置し、育児相談や情報提供を行っている。

### 子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

### 子どもの権利条約

※「児童の権利に関する条約」で説明。

### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた法律。平成26年（2014年）1月17日施行。

### 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）

法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女子労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

### 【さ】

### 佐賀県犯罪被害者等支援条例

予期せぬ犯罪などに巻き込まれ、苦しむ被害者やその家族・遺族の被害の早期回復または軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる佐賀県をめざす。

すことを目的とし平成29年（2017年）4月1日に施行された。県レベルの条例化は九州では初。

### 参加体験型

知識を中心にした教え込みではなく、ゲームやシミュレーションを使用したり、体験や参加を重視した歌や踊りなどの文化的活動などを取り入れ、自ら学ぶことができること。

### ジェンダー

社会的、文化的に後から作られた男女の性的役割や行動様式、個人の心理的特徴。

### 児童センター

児童福祉法による児童の福祉施設であり、児童の情操を豊かにするための遊び場を与え、健全な遊びを通じて、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養による体力の増進を図ることを目的とした施設。

### 児童・生徒支援教員

従来の同和教育推進教員に代わって配置されることになった教員で、学習進度が遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が、顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校に配置される教員。

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元年（1989年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの

保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、平成6年（1994年）に締結している。

### 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。

### 児童福祉法

児童の生存権を保障する健全育成と、全児童の福祉の増進を基本精神とした総合的基本法として昭和22年（1947年）に制定された。平成10年（1998年）4月の改正で、児童が成長し、大人になるまでに社会的、経済的に自立できるように支援することに力点が置かれた。

### 社会福祉協議会

地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民が参加する福祉活動を推進し、社会福祉上の諸問題の解決に取り組み、地域住民の福祉を増進することを目的とする民間非営利団体で、市区町村、都道府県、政令指定都市、全国の各段階に組織されている。

### ジュニアリーダー

地域の中の活動において、青少年のリーダーとなる中・高校生で、そのために必要な訓練や知識・教養を身につけたもの。

### 障害者基本法

障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

### 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

身体障害者、知的障害者、精神障害者の尊厳を守り、障害者に対する虐待を防ぐため平成24年(2012年)10月1日施行された。虐待の起こる場所を家庭内に限定せず福祉施設や職場も想定し、養護者のほか施設職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記している。

### 障害者支援センター

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする施設。

### 障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定める法律。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、平成28年(2016年)4月1日に施行された。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

### ショートステイ(短期入所療養介護)

在宅で介護をしている家族が諸事情により介護のできない期間(一週間程度)、要介護者等が施設に宿泊し、日常生活のお世話を行うサービス。

### ジョグジャカルタ原則

平成18年(2006年)11月、インドネシアのジョグジャカルタにおいて国連特別報告者や元国連人権高等弁務官などの専門家が集まって開かれた非公式の会議によって採択された性的指向や性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書。

### 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54年（1979年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、批准国に求められている。わが国は、昭和60年（1985年）6月に締結している。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務づけられた。平成28年（2016年）4月1日施行。

### シルバー人材センター

おおむね60歳以上の高齢者を会員とし、その社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を提供するために組織されている。

### 人権・同和教育研究協議会

「学校同和教育」を効果的に推進するための研究と実践を行うことを目的として、市内の小中学校の教職員で組織されている。

### 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けた問題解決の手伝いや、法務局職員と協力による人権侵害による被害者の救済、人権に関する啓発活動など

を行っている。

### 人権擁護施策推進法

平成6年（1994年）に採択された「人権教育のための国連10年」を受け、平成8年（1996年）12月に5年間の時限立法として、制定公布されたもので、平成9年（1997年）3月の同法施行に伴い、①人権尊重の理念に関する教育と啓発、及び、②人権を侵害された被害者救済のために、人権擁護推進審議会がおかれた。同年5月には、法務大臣からこの2点について同審議会に正式に諮問がなされた。

### 人種差別撤廃条約

※「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」で説明。

### 身体障害者更生援護施設

常時介護が必要な障害者が治療及び養護を受ける施設、又は身体障害者の自立に必要な生活指導や作業訓練を受ける施設などをいう。

### シンポジウム

討論の一形式。複数の人が、同一問題の異なった面を示すように講演または報告し、おのおの意見を述べ、聴衆や司会者の質問に回答するという方式のもの。

### スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。



### スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

### スマートフォン

従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報機器。大きな画面でパソコン向けのWebサイトを閲覧でき、アプリケーションを追加することにより機能を追加したりすることができる。

### スロープ

車椅子の利用者や幼児、高齢者など、階段の利用が困難な人が通りやすいよう、緩やかな傾斜をつけた通路。

### 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。相談事業の実施や住居確保給付金の支給、子どもの学習支援などを行う。平成27年(2015年)4月1日施行。

### 精神障害者社会復帰施設

精神障害者に訓練もしくは生活の場を提供し社会復帰を目的とする施設。

### 性的指向・性自認

性的指向は、その人の恋愛・性愛がいずれの性を対象とするかを表すものであり、異性愛、同性愛、両性愛などを指す。性自認は、性別に関する自己意識を表す。

### 性的少数者

同性愛や自らの性別に違和感を覚える人のことを指し、異性愛や生まれ持った性に合わせた生き方をすることが当然であるとする社会からみて少数者であるという意味。「性的少数派」「性的マイノリティ」「セクシュアルマイノリティ」などの呼び方もある。

### 性同一性障害

性自認と身体の性が、逆の性別であること。平成8年(1996年)の埼玉医大の倫理委員会の答申では、「生物学的には、完全に正常でありしかも、自分の肉体がどちらの性に所属しているのかをはっきりと認識していながら、その反面で、人格的には、自分が別の性に所属していると確信し、日常生活においても、別の性の役割を果たそうとしさらには、変性願望や性転換願望を持ち、実際に実行しようとする人々である。」と定義されている。

### 世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定めた。なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、わが国では12月10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

### セクシュアル・ハラスメント

職場などにおいて、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場などの環境が不快なものとなること。

**ソーシャル・ネットワーキング・サービス**

※「SNS」で説明。

**【た】****ダイバーシティ**

「多様性」を意味し、性別や国籍、年齢などに関わらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会をダイバーシティ社会という。

**タブレット**

タッチパネル式などの表示・入力部を持つ携帯可能な平板状の電子機器。

**男女協働参画**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

**男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会を形成するための基本的な考え方を定めた法律。国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。平成11年（1999年）6月施行。

**男女雇用機会均等法**

※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律」で説明。

**知的障害者援護施設**

知的障害者が自立に必要な生活指導や作業訓練を受ける施設などをいう。

**通級指導教室**

学校に通っている軽度の障害のある児童生徒に対して、特定の時間に障害に応じた特別の指導を通級の教室で行う教育の形態。

**デートDV**

結婚前の恋人間の暴力のこと。暴力は身体的なものに関わらず、人前で罵ったり行動を監視したりという精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。

**DV（ドメスティック・バイオレンス）**

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含めた概念をいう。

**同和教育集会所**

同和問題解決の拠点施設。伊万里市では、市民の同和教育水準の向上と福祉の増進を図ることを目的とした社会教育施設として、平成元年（1989年）に開所。主に、文化教養講座を通して、広く市民を対象とした人権啓発地域交流事業を展開している。

**同和对策事業特別措置法**

同和地区における生活環境の改善、経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、国及び地方公共団体が協力して行う同和事業の目標を明らかにするとともに、この目標達成のために必要な特別措置等を定めた10年間の時限法として、昭和44年（1969年）に施行。更に、法期限が3か年延長された。〔昭和44年（1969年）～昭

和56年（1981年）]

### 同和対策審議会

同和問題の解決に資するため、総理府に附属機関として、昭和35年（1960年）8月13日に設置された。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議する。また、以上の事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、建議することができる。

### 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として置かれた「同和対策審議会」が昭和40年（1965年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。その後の同和対策の基礎となった。「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記され、対策の具体的な取組として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策がとられるべきであると提言された。

### 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により生じた我が国固有の人権問題。現在もなお、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの差別が存在するとともに、情報化の進展により差別の状況に変化が生じているとされる。

### 特定個人情報

個人番号（マイナンバー）を含む個人情報の中で、その保護管理は「個人情報保護法」と比べ強化されている。

### 特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する教室のこと。それまでの「特殊学級」をいう。

### 特別支援学校

地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として位置づけられた学校で、それまでの「盲・聾（ろう）・養護学校」をいう。

### ドメスティック・バイオレンス

※「DV」で説明。

【な】

### 2025年

約800万人いるとされる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、超高齢化社会へ突入する年。「2025年問題」とも言われ、医療・介護・福祉サービスの整備が急務である一方、社会保障財政の崩壊の懸念が提示されている。

### 認知症

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって、日常生活に支障をきたした状態をいう。

【は】

### ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人

の意図には関係なく、相手を不快にさせる・尊厳を傷つける・不利益を与える・脅威を与えるなどすることを指す。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### ハンセン病

極めて感染力の弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌性感染症。かつては「らい病」と呼ばれ、遺伝病のように考えられていた時代もあった。現在は、明治6年（1873年）にらい菌を発見した、ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、「ハンセン病」と呼ばれている。

### PTA

Parent-Teacher Associationの略。父母と教師の会。教育効果の向上、子どもの幸福実現を目的とする。明治30年（1897年）アメリカで結成。日本では第二次対戦後設立。一般は学校単位で組織されている。

### 福祉タクシー

在宅の重度の心身障害者に年間1万円

を限度に、額面500円の福祉タクシー券を交付する事業。

### 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること。（病気や経済的理由による者は除く。）

### 部落差別の解消の推進に関する法律

#### （部落差別解消推進法）

インターネットの普及によって部落差別が拡大していることや、身元調査を目的とした差別事象が続発していること、さらには、解決したわけでもないのに「同和問題は過去の問題である」という誤った認識が広がっている社会情勢を背景に制定された。平成28年（2016年）12月16日施行。

### プロバイダー

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する業者。

### ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること、又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたりするなどの一方的な内容の言動や行動。

### ヘイトスピーチ対策法

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」で説明。

### 放課後デイサービス

放課後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

**法定雇用率**

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障害者又は知的障害者をそれぞれの規模の割合に相当する数以上を雇用することとされている。その割合のこと。

**訪問教育**

重度な病気や障害のある子どもたちに、病院や自宅へ教員が出向いて行う教育のこと。

**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）**

不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備や教育、啓発活動等を推進することを目的とし、平成28年（2016年）6月3日に施行された。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定め、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、国民はこうした差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるよう努めることを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務を明らかにしている。

**ホームページ**

インターネット上のWWW（ワールドワイドウェブ）というシステムから情報発信する時、それぞれの利用者の目次に相当するページのこと。

**ホームヘルプサービス（訪問介護）**

在宅で介護が必要な高齢者や身体障害者のいる家庭を訪問し、家事援助や身体介護等の日常生活の手伝いを行うサービス。

**【ま】****マグネットステッカー**

磁石で貼り付けられる宣伝用貼紙。

**マスメディア**

マスコミュニケーションの媒体。新聞、出版、放送、映画など。大衆媒体。大量伝達手段。

**マタニティ・ハラスメント**

職場において、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司や同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

**民生委員・児童委員**

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者であり、社会奉仕の精神をもって、地域社会において、福祉に関わる様々な調査や相談及び福祉の措置を必要とする人に対する指導、助言にあたる一方、福祉事務所、各種相談所など関係行政機関に対する協力活動する委員をいう。また、民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の生活と環境の状況把握、その保護、保健などに関する援助・指導や児童相談所や福祉事務所などの連携、協力を行う。

**メディア**

媒体。手段。情報伝達媒体。

**門地**

人の出生によって生じる社会的な地位。いわゆる「いえがら」「生まれ」「血筋」。

## 【や】

**要配慮個人情報**

人種や信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するもの。

## 【ら】

**リーフレット**

広告・案内・解説・宣伝などに使用する、一枚あるいは折りたたみ式の小型の印刷物。ちらし。

**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ****(性と生殖に関する健康・権利)**

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念。「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が、幅広く論議されている。

**隣保館**

同和問題解決の拠点施設。伊万里市では、社会福祉法に基づき隣保事業を専門に行うための社会福祉施設として、昭和42年(1967年)6月に開館。厚生労働省が定める「隣保館設置運営要綱」に基づき「福祉と人権のまちづくり」を推進している。

**留守家庭児童クラブ**

保護者が就労等により昼間家にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図ることを目的として設置している。

## 【わ】

**ワイワイキャンプ事業**

小学校1年生から4年生を対象とした伊万里市の教育キャンプで、野外活動での団体生活を通して人権意識の基礎となる「いたわり」「思いやり」の気持ちを持った健全な児童を育成している。平成7年(1995年)からスタート。

**ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和。すべての働く人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

人権にかかわる年表

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
昭和20年 (1945年)	国際連合設立			
昭和22年 (1947年)		日本国憲法		
昭和23年 (1948年)	世界人権宣言 採択  集団殺害罪の防止及び 処罰に関する条約の採 択	児童福祉法  優生保護法（現母体保 護法）  人身保護法		
昭和24年 (1949年)	人身売買及び他人の売 春からの搾取の禁止に 関する条約の採択	少年法 人権擁護委員法		
昭和25年 (1950年)		身体障害者福祉法  精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律  生活保護法  国籍法		
昭和26年 (1951年)	難民の地位に関する条 約の採択	社会福祉事業法（現社 会福祉法）  出入国管理及び難民認 定法		
昭和27年 (1952年)		外国人登録法		
昭和28年 (1953年)	婦人の参政権に関する 条約の採択	らい予防法 (平成8年廃止)		
昭和32年 (1957年)		売春防止法		
昭和34年 (1959年)	国際難民年 (～ 1960年)			
昭和35年 (1960年)		精神薄弱者福祉法（現 知的障害者福祉法）  身体障害者雇用促進法 (現障害者の雇用の促 進等に関する法律)		

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
昭和37年 (1962年)			佐賀県地方改善対策協議会（庁内組織）の設置	
昭和38年 (1963年)		老人福祉法		
昭和39年 (1964年)		母子福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）		
昭和40年 (1965年)	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の採択	同和対策審議会答申		
昭和41年 (1966年)	国際人権規約の採択  経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）の採択  市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）の採択			
昭和42年 (1967年)				伊万里市隣保館の設置
昭和43年 (1968年)	国際人権会議（テヘラン）  国際人権年			伊万里市同和対策審議会の設置
昭和44年 (1969年)		同和対策事業特別措置法（昭和57年失効）	佐賀県同和教育の基本方針の策定	
昭和45年 (1970年)	国際教育年	心身障害者対策基本法（現障害者基本法）	佐賀県同和教育研究会の設立	
昭和46年 (1971年)	人種差別と闘う国際年		佐賀県隣保館連絡協議会の設立	
昭和47年 (1972年)		勤労婦人福祉法（現雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）		福祉事務所内に同和対策係を設置



年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
昭和48年 (1973年)	人種主義及び人種差別 と闘う10年 (～ 1983年)		県に同和対策室の設置  佐賀県地方改善対策協 議会を佐賀県同和対策 協議会に改組	伊万里市同和対策事業 連絡会議の設置  同和対策係を市民部同 和対策室に改組
昭和49年 (1974年)			佐賀県社会同和教育研 究会の設立  佐賀県同和対策協議会 を佐賀県同和対策推進 協議会に改組	同和対策室を同和対策 課に改組  教育委員会社会教育課 に同和教育係を設置
昭和50年 (1975年)	国際婦人年			社会教育指導員（同和 教育担当）の配置
昭和51年 (1976年)	国連女性のための10 年（～ 1985年）			
昭和52年 (1977年)			私立学校同和教育研究 会の設立	伊万里市社会同和教育 推進協議会の設立（後 に「伊万里市人権・同 和教育推進協議会」に 改称）
昭和53年 (1978年)	国際反アパルトヘイト 年（～ 1979年）			
昭和54年 (1979年)	女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関 する条約 の採択  国際児童年		佐賀県解放会館の設置  (社) 佐賀県部落解放 推進協議会の設立	伊万里市同和教育地域 推進員の配置(後に「伊 万里市人権・同和教育 地域推進員」に改称)
昭和56年 (1981年)	宗教及び信念に基づく あらゆる形態の不寛容 及び差別の撤廃に関す る宣言  国際障害者年	犯罪被害者等給付金の 支給等による犯罪被害 者等の支援に関する法 律		
昭和57年 (1982年)		地域改善対策特別措 置法（昭和62年失効）  老人保健法（現高齢者 の医療の確保に関する 法律）		

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
昭和58年 (1983年)	国連障害者のための 10年(～1992年)  第2次人種主義及び人 種差別と闘う10年(～ 1993年)			
昭和59年 (1984年)	拷問及び他の残虐な、 非人道的な又は品位を 傷つける取り扱い又 は、刑罰に関する条約 の採択			
昭和60年 (1985年)	国際青少年年			
昭和61年 (1986年)	発展の権利に関する宣 言			伊万里・西松浦地区企 業内同和問題連絡協議 会の設立(後に「伊万 里・西松浦地区公正採 用選考人権啓発推進連 絡協議会」に改称)
昭和62年 (1987年)		地域改善対策特定事業 に係る国の財政上の特 別措置に関する法律 (平成14年失効)		
平成元年 (1989年)	児童の権利に関する条 約の採択	後天性免疫不全症候群 の予防に関する法律		伊万里市立同和教育集 会所の設置
平成2年 (1990年)	全ての移住労働者及び その家族の権利保護に 関する条約の採択  国際識字年  植民地撤廃のための国 際の10年(～2000年)		県の同和対策室を同和 対策課に改組  さが女性プラン21の 策定	
平成3年 (1991年)			同和問題啓発強調月間 (8月)の制定	
平成4年 (1992年)	民族的又は種族的、宗 教的及び言語的少数者 に属する人々の権利に 関する宣言			

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成5年 (1993年)	世界人権会議（ウィーン）  女性に対する暴力の撤廃に関する宣言  世界の先住民の国際年  第3次人種主義及び人種差別と闘う10年（～2003年）			
平成6年 (1994年)	国連人権高等弁務官創設  世界の先住民の国際の10年（～2004年）			伊万里市老人福祉計画の策定
平成7年 (1995年)	国連寛容年  人権教育のための国連10年（～2004年）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	県教育委員会に同和教育室の設置  佐賀県立女性センター（現男女共同参画センター）「アバンセ」の開館	伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の施行  伊万里市同和対策審議会を伊万里市部落差別撤廃・人権擁護審議会に改称
平成8年 (1996年)	貧困撲滅のための国際年		佐賀県豊かな長寿社会づくりプランの策定  ふれあい人権フェスタの開始	
平成9年 (1997年)	貧困撲滅のための国連の10年（～2006年）	人権擁護施策推進法（平成14年失効）  アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律		伊万里市同和対策事業連絡協議会を伊万里市同和対策推進連絡会議に改称

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成10年 (1998年)	人権擁護者に関する宣言		佐賀県障害者プランの策定  佐賀県福祉のまちづくり条例の制定  佐賀県人権の尊重に関する条例の制定  県の同和対策課を人権・同和対策課に改組  「人権教育のための国連10年」佐賀県推進本部の設置	伊万里市女性行動計画の策定
平成11年 (1999年)	国際高齢者年	男女共同参画社会基本法  児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	佐賀県人権教育・啓発基本方針の策定	
平成12年 (2000年)		犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律  児童虐待の防止等に関する法律  ストーカー行為等の規制に関する法律  人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		伊万里市人権教育・啓発基本方針（人権教育のための国連10年伊万里市推進計画）の策定  第2次老人保健福祉計画の策定  介護保険事業計画の策定
平成13年 (2001年)	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年  国連文明間の対話年  世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年（～2010年）	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	佐賀県個人情報保護条例の制定  佐賀県男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画都市宣言

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成13年 (2001年)	第2次植民地撤廃のための国際の10年(～2010年)			
平成14年 (2002年)		特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律  ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		
平成15年 (2003年)	国連識字の10年(～2012年)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律  個人情報保護に関する法律  インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律		伊万里市個人情報保護条例の制定  第2次伊万里市男女協働参画基本計画の策定  第3次老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画の策定
平成16年 (2004年)	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	佐賀県人権・同和教育研究協議会の設立	
平成17年 (2005年)	人権教育のための世界計画(第1段階:～2009年)  第2次世界の先住民の国際の10年(～2014年)	発達障害者支援法 犯罪被害者等基本法  国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律		伊万里市次世代育成支援行動計画の策定
平成18年 (2006年)	障害者の権利に関する条約の採択  強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の採択	障害者自立支援法(現障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)  高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	佐賀県人権教育・啓発基本方針の第一次改訂	伊万里市人権教育・啓発推進本部を設置  いじめなし都市宣言  第4次老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画の策定

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成18年 (2006年)		刑事施設及び受刑者の 処遇等に関する法律 (現刑事収容施設及び 被収容者等の処遇に関 する法律)  拉致問題その他北朝鮮 当局による人権侵害問 題への対処に関する法 律  自殺対策基本法  教育基本法		第1期障害福祉計画の 策定
平成19年 (2007年)	先住民族の権利に関す る宣言	探偵業の業務の適正化 に関する法律	人権・同和教育推進の 手引きの作成	伊万里市人権教育・啓 発基本方針の第一次改 訂  伊万里市障害者計画の 策定
平成20年 (2008年)	第2次貧困撲滅のため の国連の10年(～ 2017年)	更生保護法		
平成21年 (2009年)	国際和解年  世界人権学習年	青少年が安全に安心し てインターネットを利用 できる環境の整備等 に関する法律  ハンセン病問題の解決 の促進に関する法律		高齢者福祉計画及び第 4期介護保険事業計画 の策定  第2期障害福祉計画の 策定
平成22年 (2010年)	人権教育のための世界 計画(第2段階:～ 2014年)  文化の和解のための国 際年			次世代育成支援後期行 動計画の策定
平成23年 (2011年)	アフリカ系の人々のた めの国際年  第3次植民地撤廃のため の国際の10年(～ 2020年)			第2次伊万里市障害者 計画の策定

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成24年 (2012年)		東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律  障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律	人権・同和教育推進の手引きの改訂	第2次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定  第3期障害福祉計画の策定
平成25年 (2013年)		いじめ防止対策推進法		第3次伊万里市男女協働参画基本計画・DV被害者支援基本計画の策定
平成26年 (2014年)		子どもの貧困対策の推進に関する法律  私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律  特定秘密の保護に関する法律	佐賀県いじめ問題対策委員会条例の制定  佐賀県いじめ防止基本方針の策定  佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の制定	
平成27年 (2015年)	人権教育のための世界計画（第3段階：～2019年）  アフリカ系の人々のための国際の10年（～2024年）	難病の患者に対する医療等に関する法律  生活困窮者自立支援法  労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律  女性の職業生活における活躍の推進に関する法律		伊万里市いじめの防止等に関する条例の制定  伊万里市いじめ防止基本方針の策定  子ども・子育て支援事業計画の策定  伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定  第3次伊万里市障害者計画及び第4期伊万里市障害福祉計画の策定  伊万里市特定個人情報保護条例の制定  本人通知制度の開始

年	国際動向	国内動向 (関係法の施行)	県内動向 (主な取組)	市内動向 (主な取組)
平成28年 (2016年)		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  部落差別の解消の推進に関する法律		伊万里市男女協働参画を推進する条例の制定
平成29年 (2017年)			佐賀県犯罪被害者等支援条例の制定	伊万里市犯罪被害者等支援条例の策定
平成30年 (2018年)				第4次伊万里市男女協働参画基本計画の策定  第4次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定  第5期伊万里市障害福祉計画の策定

**Pick up**

**「部落差別解消推進法」が施行されました**

部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

この法では、現在もなお部落差別が存在することを法的に認めるとともに、日本国憲法の理念にのっとり部落差別は許されないものであるとの認識を明記し、部落差別解消のための相談体制の充実、教育や啓発などの施策、そのための実態調査の実施に取り組む国と地方公共団体の責務を明らかにしました。



## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 伊万里市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

(平成7年9月27日条例第25号)

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神に基づき、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることを考慮し、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい伊万里市の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

### (施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等を撤廃するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実及び人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。

### (教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、部落差別等の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、伊万里市部落差別撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊万里市同和対策審議会条例の廃止)

2 伊万里市同和対策審議会条例（昭和43年条例第1号）は、廃止する。

## 伊万里市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(平成18年6月15日 告示第53号)

(設置)

第1条 伊万里市における人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進していくため伊万里市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するために次の職務を行う。

- (1) 伊万里市が行う人権・同和教育・啓発推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他市が行う人権教育・啓発に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

第4条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部に幹事会を置き、会長、副会長及び幹事で組織する。

- 2 幹事会の会長は市民部副部長をもって充て、副会長は総務部副部長をもって充てる。
- 3 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

第5条 推進本部に、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループの座長及び副座長は、委員の互選により決定する。
- 3 組織は、その内容に応じて本部長が決定する。
- 4 ワーキンググループに、必要に応じ部会を設けることができる。
  - (1) ワーキンググループの部会長及び副部会長は、委員の互選により決定する。
  - (2) 組織は、その内容に応じて事務局で決定する。

(職務)

第6条 本部長は、本部会議を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のときはその職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、任務の遂行にあたる。

第7条 幹事会は推進本部の所掌事務について、協議調整を行うとともに推進本部が決定した施策の推進に関し必要な事項を処理し、事業を推進する。

- 2 幹事会の会長は、幹事会を招集し、これを総括する。
- 3 幹事会の副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

4 幹事は、会長及び副会長を補佐し、分担事務を行う。

第8条 ワーキンググループは、次の職務を行う。

- (1) 人権教育・啓発基本方針に係る施策の調査、研究及び策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発基本方針に係る施策の調整に関すること。
- (3) 人権教育・啓発基本方針に係る施策の推進に関すること。
- (4) その他、人権教育・啓発基本方針に係る施策に関すること。

2 座長は、同会を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長不在のときはその職務を代行する。

4 ワーキンググループにおいて、調査、研究及び審議された事項は、座長が本部署員会議または幹事会に報告するものとする。

5 ワーキンググループの部会の部会長は、同部会を総括する。

- (1) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在のときはその職務を代行する。
- (2) ワーキンググループの部会において、調査研究、審議された事項は、部会長が本部ワーキンググループ会議に報告するものとする。

(会議)

第9条 推進本部の本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ本部員および幹事を招集して合同会議を招集することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第10条 幹事会は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名するものが代理する。

第11条 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 ワーキンググループの会議に委員が出席できないときは、当該委員が指名するものが代理する。
- 4 ワーキンググループの部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
  - (1) 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
  - (2) ワーキンググループの部会に委員が出席できないときは、当該委員が指名するものが代理する。

(事務局)

第12条 推進本部の事務局は、市民部人権・同和対策課に置く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成19年7月2日告示 第81号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成21年6月24日告示 第93号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成22年6月15日告示 第53号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成28年6月22日告示 第68号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成29年6月19日告示 第78号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成30年6月28日告示 第146号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（令和元年5月7日告示 第80号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

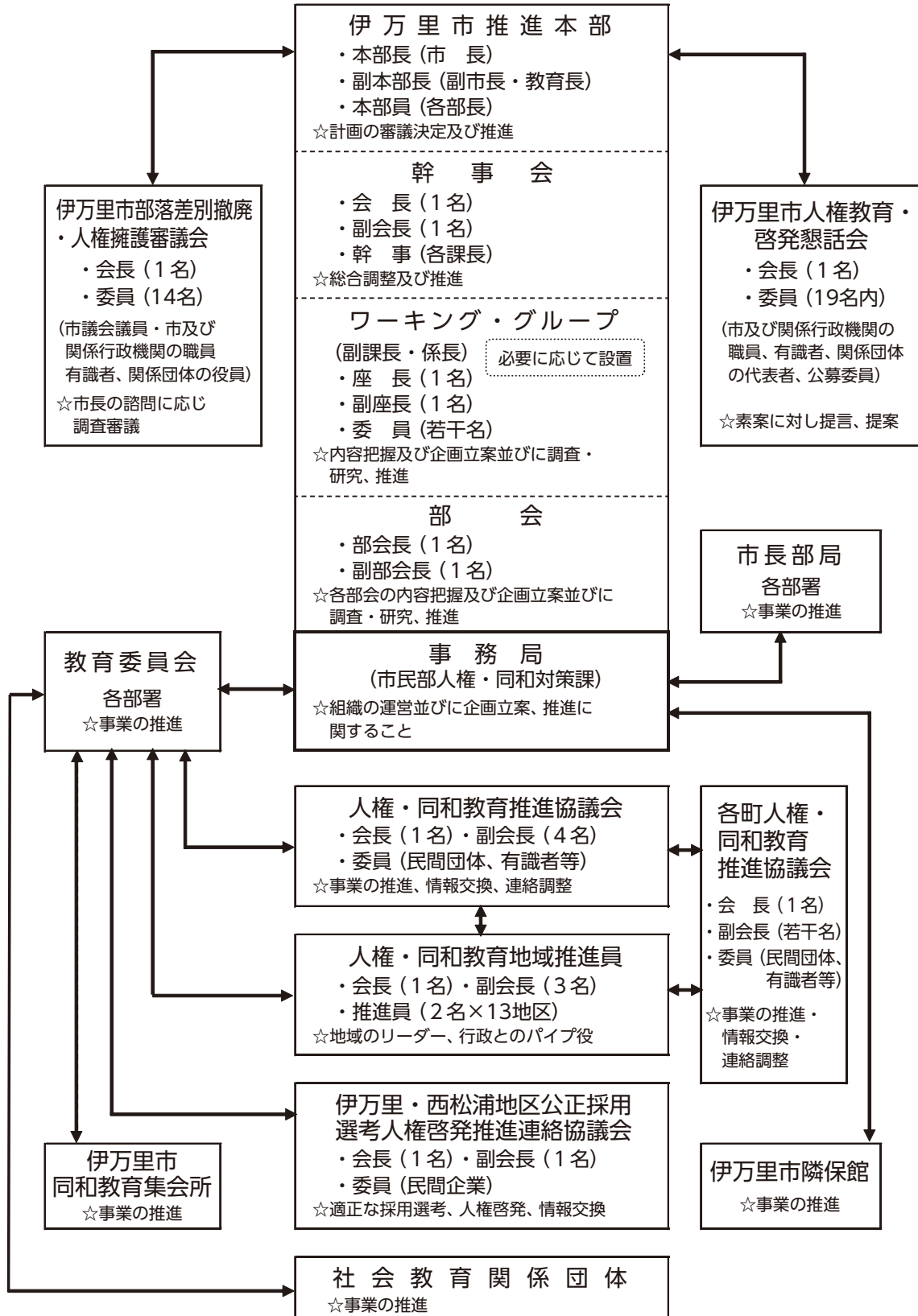
総務部長	会計管理者
政策経営部長	議会事務局長
市民部長	上下水道部長
産業部長	教育部長
建設部長	

別表2（第4条関係）

所 属	役 職
総 務 部	秘 書 課 長
	総 務 課 長
	防 災 危 機 管 理 課 長
	税 務 課 長
	情 報 広 報 課 長
	契 約 監 理 課 長
政 策 経 営 部	企 画 政 策 課 長
	財 政 課 長
	ま ち づ ぐ り 課 長
	伊 万 里 暮 ら し 応 援 課 長
市 民 部	市 民 課 長
	環 境 課 長
	長 寿 社 会 課 長
	健 康 づ ぐ り 課 長
	福 祉 課 長
	子 育 て 支 援 課 長
産 業 部	農 業 振 興 課 長
	農 山 漁 村 整 備 課 長
	企 業 誘 致・商 工 振 興 課 長
	観 光 戦 略 課 長
建 設 部	土 木 管 理 課 長
	道 路 河 川 課 長
	都 市 政 策 課 長
	下 水 道 課 長
	地 籍 調 査 課 長
	伊 万 里 湾 総 合 開 発・国 道 対 策 課 長
上 下 水 道 部	管 理 課 長
選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局 長
教 育 委 員 会	教 育 総 務 課 長
	教 育 施 設 課
	学 校 教 育 課 長
	生 涯 学 習 課 長
	体 育 保 健 課 長



伊万里市人権教育・啓発推進計画機構図



## 伊万里市人権教育・啓発懇話会設置要綱

(平成18年7月20日 伊万里市告示第59号)

(設置)

第1条 市民及び有識者の意見や提案など、民意を反映した「人権教育・啓発の推進」を図るため伊万里市人権教育・啓発懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、伊万里市が行う推進計画の策定に関する事項について、提案や提言等を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体、機関、企業等の代表者
- (2) 有識者
- (3) その他市民の代表者（公募による者を含む）

(組織)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が必要により招集する。ただし、審議する内容が継続する場合は、会長が必要により招集することができる。

- 2 会長は会議の議長となり、懇話会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 会長は、懇話会で審議された事項に関し、必要と認めるときは市長に報告するものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、推進計画の策定が完了したときまでとする。ただし、任期中において委員を新たに委嘱し、または委嘱を解く必要が生じた場合はこの限りでない。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、市民部人権・同和対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 伊万里市人権教育・啓発懇話会委員名簿

【任期：平成30年9月26日～平成31年3月31日】

※敬称略

	氏名	役職名	備考
1	原 美沙	伊万里市小中学校連合PTA母親副委員長	1号委員
2	田代 裕二	伊万里保健福祉事務所健康推進課長	〃
3	中尾 ケイ子	伊万里市身体障害者福祉協会役員	〃
4	藤本 峰代	伊万里市同和教育集会所指導員	〃
5	山下 佐代子	伊万里市隣保館指導員	〃
6	谷口 和義	伊万里公共職業安定所統括職業指導官	〃
7	諸石 秀子	伊万里市子ども会連合会指導員	〃
8	前田 百合子	伊万里市老人クラブ連合会理事	〃
9	中村 秀人	伊万里・西松浦地区公正採用選考人権啓発推進連絡協議会会長	〃
10	堤 達也	佐賀地方法務局伊万里支局長	〃
11	福地 佳野	伊万里人権擁護委員協議会事務局長	2号委員
12	清水 正彰	伊万里市民生委員・児童委員協議会会長	〃
13	梶山 康正	伊万里市小中学校校長会代表	〃
14	大石 和義	伊万里市人権・同和教育推進協議会会長	〃
15	岸田 俊朗	伊万里市人権・同和教育研究協議会副会長	〃
16	中山 恵美	伊万里市保育会代表	3号委員
17	池田 忠夫	伊万里市区長会連合会幹事	〃
18	川原 フジエ	伊万里市男女協働参画懇話会「いまりプラザ」会長	〃
19	岩永 孝雄	一般公募による市民	〃
20	渡邊 恭子	一般公募による市民	〃

1号委員：市民団体、機関、企業等の代表者

2号委員：有識者

3号委員：その他市民の代表者（公募による者を含む）







**伊万里市市民部人権・同和対策課**

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1  
TEL 0955-23-2190 FAX 0955-22-7650  
URL: <http://www.city.imari.saga.jp/>



令和元年（2019年）6月